

## 平成29年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第4日目)

平成29年 3月10日(金曜日)

午前9時30分開議

第23 一般質問

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第23、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

3番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。除排雪の考え方について、町長にお伺いいたします。この件につきましては、平成27年12月にも同様の質問をしております。また昨日も堤議員、山田議員の方から高齢者支援のあり方として質問の中でも触れられておりましたが、あえて町の考え方をお伺いいたします。

この冬は、12月に重いドカ雪が降り、先制パンチを受けたような不安な幕開けでしたが、その後は例年になく降雪が少なく「このまま春が来るといいですね」との会話が交わされております。

近年、高齢化率の高まりとともに除雪に関する不安の声が多く聞かれるようになりました。特に高齢者世帯・障がい者世帯にとって除雪は大きな課題です。町でも除排雪サービスを実施していますが、サービスを依頼せず、何とか自力で頑張っている方々も多くおります。この冬もドカ雪の際、SOSの声があり、見に行くと除雪された後の重い雪が戸口に1m位あり、90歳を超える老夫婦では自力ではどうすることもできないとのことでした。

今後ますます高齢化が進むことが想定されております。そこでお伺いいたします。

1、除排雪の際、せめて高齢者・障がい者宅の除雪に配慮することはできませんか。

2、子どもたちの安全確保のための交差点・通学路の除排雪をどのように考えておりますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「除排雪の考え方」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「せめて高齢者・障がい者宅の除雪に配慮することができないか」についてのご質問ですが、本町の除雪対応については、午前7時までには通行できるように市街地の主要道路・通学路およびスクールバス路線を先行して2車線確保し、その後、その他の路線の2車線確保に向けた除雪作業を実施することとしており、歩道については、通学時間までに通学路の歩道除雪を中心に作業を実施しております。

限られた時間内で、車道を通行可能な状況にする使命があることから、議員ご指摘のような配慮はできませんが、高齢者・障がい者に限らず、付近の空き地等を活用するなどし、

なるべく間口に雪を堆積させない努力を引き続き行ってまいりますので、ご理解を願います。

次に、2点目の「子どもたちの安全確保のための交差点・通学路の除排雪の考え方」についてであります。除雪については、ただいま答弁したとおり、歩道は通学時間までに実施し、歩道がない市街地は2車線が確保できるまで道幅を広げることで降雪時の子どもたちの安全確保に努めています。

雪が堆積された見通しの悪い通学路交差点などは、通学児童・生徒にとって非常に危険な状況にあることは認識しており、可能な限り早く排雪作業を実施したいと考えております。

本年のようにドカ雪が少ない平穏な年は、排雪作業も順調に進みますが、降雪の多い年は、除雪後も実践会地区の道路の幅出し作業や吹き込みの強い地域の再除雪などに追われ、排雪作業に手が回らない場合もあります。

いずれにしましても、その時々のお気象状況を見ながら依託業者とも連携し、児童・生徒はもとより、住民の安全確保に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今、答弁をいただいた中に、今後なるべく間口に雪を堆積させない努力を引き続き行ってまいりますということで、それで一応状況は確認できたのかなと思っておりますが、今回あえてこの質問を何回もしたのは、年々高齢化が進んで、昨年まではできたけど今年ではできなくなった、そういう人たちが結構増えております。そういう状況を理解していただきたかったからと、それと降雪時は除雪の担当者は不眠不休で除雪、降雪の状況や道路の状況を把握しながら、そこで一定の見極めをつけて、除雪作業のゴーサインを出すなど、そのご苦労は大変なことだと思います。私のところにも苦情が寄せられるぐらいですので、多くの苦情も寄せられると思います。先ほど答弁の中でありましたが大型車両で、しかも短時間で処理しなければならない難しいことが多いとは思いますが、やはりなんらかの配慮がほしいなと思います。先ほど答弁の中で、それについてなるべく堆積させない努力をしていくということなので、それを除雪業者の方、それといろいろな関係者の方、そういう方たちを含めて、そういう共通理解を進めて、来たるべき、この冬はもうこれからそういうことはないかもしれませんが、来たるべき冬までかなり時間がありますので、この点について、これは福祉的なことも関わってくると思いますし、いろいろなところとの検討と、それから詰めもあると思いますので、一層こういうことに関して共通理解をもって進めていただきたいと思いますと思いますが、それについて。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 確かに昨日のご指摘もあったとおり、年々高齢化が進んで大変な状況になるというのは確かにそのとおりだと思います。多分10年後のことを考えたら、おそらく相当な問題にはなってくるだろうと。今でも問題になっていると思いますけれども、ただ、われわれで実施する除雪作業というのは、あくまでもやはり今、答弁の中で申し上げましたとおり7時までにはきれいにするという使命がありますし、除雪というのは、どうしても、ただ道路にある雪とか駐車場にある雪とか広場にある雪を端っこの方

に寄せるという、あくまでも寄せる作業ということで、どうしても排雪作業とはまた異なるもので、同時にするという事はちょっと不可能ということになりますので、答弁したとおりなんですけれども、本当になるべく空き地を見つけながら、そういった対応はわれわれ直営も業者も含めながらやっていきますので、そうした対応をやっていくと同時に、あとは間口除雪というのはまた別の対応として高齢者向けの、昨日の話でもありましたけれども、そういったことをこれからやはりいろいろ考えていかなければならない時期だということには認識していますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 私たちの町内でも、やはり除雪に困難のある家庭については隣近所で協力し合って、なんとかかんとかやっております。ただその際も、どかっと置かれたら、それ自体も大変ということもありまして、あえてお願いしました。町長が政策の目標として挙げております。町長はキャッチフレーズが得意で、第6次総合計画の中でも「ちょっといいね！」がたくさんあるまち、そういう意味合いからもやはり重点プロジェクトであります「安心して住み続けられるまち」のためにも、こういうちょっとした思いやりをお願いいたします。それとやはり町でできる部分、それと民間、隣近所でできる部分、そういうこともいろいろな組織なり、いろいろなことをお願いして町内会で立ち上げるなり、いろいろなこともこれからせざるを得ないこともあると思いますが、そういうことに向けて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日、山田議員の方からも出ましたように、できるだけ早い対応、喫緊のある意味では状況ではないかというのは、私どもも含めて共通の認識だという点では誰も否定するものではないというふうに思っています。

過去のことをちょっと申し上げて申し訳ないんですけれども、例えば実践会地区も一時除雪で山になって行くので、なかなか出れないという問題をどうするか。これは実践会の総会で何年かにわたって隣近所で、あるいは実践会でそういう協力ができないかということのお願いをした経緯があります。その後それがどうなっているかということの確認はしておりませんが、いずれにしてもやはり一つは隣りの力というのは絶対、実践会の場合等についてはとても大事だなというのが1点目でした。

それからもう一つは、町内会でもやはり同じような話があって、個人の特定ですけども、町内会長さんをお願いをして、お年寄りたちの住宅の除雪をきめ細かくしてもらうことはできないかという要請をした経緯が聞いております。これはしかし町内会としては無理だというご回答をしたようでございますけれども、とすると、行政も無理だと、町内会やあるいは実践会といったところも全てお願いするということになると難しいという問題もあります。

かつて有志のボランティアが何人かの仲間と共にボランティアサークルを立ち上げて除排雪をやっていたということも記憶しています。これもただ長続きはしませんでした。ということを考えていくと、今あらためて誰しが必要だということを知っているながら、これを日常的にどういうふうにして解決していくのかということは、行政の責任というよりも、行政がある一定のイニシアチブをとりながら、どうやって解決の糸口を見つけていくかというのが急がれるというのが、私の昨日の答弁だというふうにご理解いただければ

いいと思います。その点で言うと堤議員が言った、ある意味では比較的元気なわれわれの世代が何かをしようというきっかけを持ってないでいる人たちの力を借りていくということもこれから大事になってくるだろうし、それから山田議員がおっしゃったように、地域で何か仕組みを考えていく時期ではないのかと。これは昨日、福祉保健課長の方からも申し上げましたように、やはり地域力を協議体としてどうやって商工会、あるいは農協等も実践会はもちろんですし、町内会もそうですけれども、町内のあらゆるそういう潜在的な力を顕在化させていくという取り組みと具体化が今求められているのではないかなと思いますので、私はこの点でいうと、もう少し時間をいただいて、来年のというよりも今年の4月から協議体はスタートするようですし、いろいろな具体的な今、検討、討議をされているようでございますので、さらにこれらがもっと厚みを持てるような状況をつくり上げていくということが課題ではないかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） これから今、協議体をとおして、いろいろ町民との合意形成なり、いろいろ対策をとらなければいけないと町長も認識されていらっしゃるようですので、それに向けてよろしくお願ひしたいと思います。

また2点目にありました「子どもたちの交差点の安全確保のための通学路の除排雪の考え方」ですが、これも先ほどの答弁の中と重なる面がありますが、やはりこの冬で気になったのは小さな交差点ですね、道道沿いの、やはり訓子府機工だとか、あの辺の小さな交差点から出るとき、結構雪山で見えないとかありますので、あと学校前なんかも、やはり子どもたちが雪の陰から飛び出さないような、そういうような工夫も必要なかなと思います。道道の一斉除雪は道と一緒にやっておりますけど、それを待つのではなくて、やはり子どもたちの安全確保で危険だと考えられたらすぐにでも対応するような方法ができるのかなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 道道の排雪につきましては、大体年に一度ぐらいのペースできれいにしています。これについては町道と道道の交差点ということもありますので、われわれも全員徹夜作業になりますけども、毎年出て連携しながら対応してきれいにしていくように努力はしています。確かに年に一度ということがあるので、その直近においてはかなり見づらい部分も散見されましたけれども、なかなか道の敷地ということもありますので、なかなかうちの方で手を出すということになりませんけれども、ご指摘受けましたけれども、あまりにもちょっとひどいようなところがあったら、そこら辺については対応するようなかたちで検討はしていきたいというふうに思いますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今年は本当に雪が少なくあまり大きな事故もなく済んでしまいましたが、これで一昨年のような大雪があった場合、本当に交差点付近から子どもが飛び出してくるのではないかと、学校付近のスクールゾーンだとかいろいろなところで危険かなと思うことも考えられましたので、その点あくまでも子どもたちの安全確保のために町が率先して危険を把握して対応していただきたいと思ひます。お願ひですがそれについて。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 不十分かもしれませんがも努力いたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 除排雪に関しては今、お願いとそれから町長からもさまざまな前向きな問題意識をもって、前向きに考えていくというお答えがありましたので、この冬はみんなが安心して暮らせるような、そういうような状況ができるようお願いしたいと思います。

次の質問にいきます。

レクリエーション公園などの考え方について、町長、教育長に伺います。

本町には、レクリエーション公園をはじめ多くの公園があり、町内外から多くの人を訪れて憩いと遊びの場となっていますが、公園のあり方、維持管理をどのように考えていますか。

1、昨年、レクリエーション公園に彫刻作品が移設されました。彫刻が置かれた場所は今まで芝桜まつりなどのイベントが行われてきた場所ですが、これからの活用方法などについては、どのように考えていますか。

2、武蔵野美大との連携プロジェクトによる彫刻作品などを公開制作して設置するようですが、設置場所の選定はどのように考えていますか。

3、芝桜が雑草に覆われて、管理している作業員のご苦勞は並大抵なことではないと思いますが、毎年新しい芝桜を植え替えて再生を図っていますが、これまでの経過と今後の見通しはどのように考えていますか。

4、21世紀の森を含めた公園全体の維持管理・活用をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「レクリエーション公園などの考え方」について4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「彫刻作品設置後のレクリエーション公園の活用方法についてであります。水本修二氏彫刻作品「関係空間」につきましては、議員各位のご理解をいただき、昨年の秋に東京渋谷から訓子府町に移設をし、水本氏のご遺族や武蔵野美大関係者、教育委員、町議会議員の皆さまなどに出席をいただき、現地にて展示公開セレモニーを開催したところです。

議員ご承知のとおり、公園広場入口の芝生に設置されていることから、一般入園者の利用形態に制約を与えるものではなく、またイベント開催時におきましても、スペースは多少減ることになりますが、柔軟に対応いただけるものと認識しています。

今後も今までどおり「子どもたちの遊びの場」「町民の憩いの場」として活用されるよう環境整備に努めるとともに彫刻作品を活用した取り組みについても検討していく考えですのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目の「武蔵野美大との連携プロジェクトによる彫刻作品の公開制作の設置場所の選定」についてのお尋ねですが、本年、パブリックアートによるまちづくり事業として、武蔵野美術大学と連携して、彫刻作品の公開制作やワークショップ、黒板ジャックなどを実施する予定であります。

彫刻作品の公開制作につきましては、本町に合う作品を武蔵野美術大学の学生や関係者

に来町いただき制作していただくもので、その作品の設置場所につきましては、既存のパブリックアートとの調和を図りながら、風雪に耐えられる作品についてはレクリエーション公園への設置を考えておりますが、設置場所につきましては公園としての景観や機能の確保に配慮し選定してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、3点目の「芝桜の再生に向けての取り組み経過と今後の見通し」についてですが、当初は芝桜再生に向けて住民のボランティアにより、株分けした苗の移植を行いましたが、十分な成果を得られず、平成25年から27年までの3年間、新株を購入し、春に延べ2万2千株の移植を行ったところです。

新株移植の効果が認められたため、去年は春と秋の2回、今までの倍となる合計1万6千株を移植したところ、再生の兆しが見えたことから、今後2か年間は継続して春・秋2回の移植作業を実施し、その結果を見た上で今後の方針を決定したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の「21世紀の森を含めた公園全体の維持管理・活用の考え方」についてのご質問ですが、まず21世紀の森については、平成13年に町制50周年事業の一環として「後世に残る新たな森づくり」や「緑の拠点」を目的として町民の手で植樹が実施され、その後、公園作業員による下草刈りなどの維持管理により、苗木は徐々に成長を続けている状況です。

公園全体の維持管理については、レクリエーション公園は直営で芝桜の管理や草刈り、トイレ清掃を行い、他の公園では委託により管理作業を実施しており、破損等があった場合は、随時報告をいただき早期に修繕を実施しながら、利用者に不便をかけないように努めています。

公園の活用についてですが、レクリエーション公園では、小さいお子さん連れの親子や遠足の子もたちが遊具や親水施設などで楽しい時間を過ごすなど、子どもたちの健全な育成の場として、そして、全町的なイベントや町内会など地域単位の憩いの場として活用されております。

現在21世紀の森を活用したイベントは実施しておりませんが、奥の学習の森では、原生林が多く残っており、また、遊歩道が整備されているため、オホーツク振興局の主催で管内小学生を対象に樹種を当てるクイズを実施するなど、木や森とふれあいながら学習していくイベントも行われているところです。

他の公園についても、園児の散歩コースや放課後の遊び場などとして活用されております。

今後も小さいお子さんからお年寄りまで、各世代の皆さんが使いやすく、愛着を持つことができる魅力あふれる公園づくりに努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 私はレクリエーション公園について何回か、芝桜についても何回か質問して、何かこだわりがあるのではないかなと思われているかもしれません。確かに思い入れがあります。というのは先ほど町長もおっしゃったように、芝桜の無残な姿を見て、有志を募って草取りをしたり、ポット苗を育てる苗づくりをしたりいろいろなことが

ありました。その前段となるのは、レク公園ができて、芝桜がきれいになった、そしてまた展望台まで車で上れることから、私は町外からの友達なども連れて、わざわざ大空町や滝上へ行かなくても訓子府にこんな素晴らしいところがあるんですよ、また遠くクマネシリも見えますし、訓子府の町も一望にできますし、こんな素晴らしいところはないということで、ある意味自慢しながらいろいろな方をあそこに連れていったりもしておりました。そこで段々公園が姿を変えてくることに心を痛めておりましたが、今までの経過の中で芝桜の再生もある一定の方向が見えたと考えております。それで芝桜のことにつきましては、今、状況を見ながら移植作業を進めていくということで、芝桜というのは管理がとても難しいですし、1回草が生えたらとんでもないことになりますし、その点、今できた芝桜を大事に育てていただきたいなと思います。それで今あそこの芝生のあのスペースというのはいろいろなイベントができて、また子どもたちも走り回ったりできる、すごい貴重なスペースです。他の町などのいろいろな公園に行きましたら、大体芝生は立ち入り禁止になっておりますが、訓子府のあの公園は芝生の中で自由に走り回ったり、焼肉やお弁当を食べたり、いろいろなことができるとても貴重なスペースだと思います。それで今回彫刻作品を置くことによって狭まって、今までできたイベントができなくなったりすることもあるのかなという不安もありましたが、置かれたものは仕方ないので、あの範囲でできるかたちでやるということなのかもしれませんけど、今、芝生のところにこれ以上、これから武蔵美大との連携でいろいろな彫刻作品も展示されたりすることになるかと思いますが、少なくともあの芝生のスペースには設置していただきたいなとか思っておりますが、それについて、あの芝生のスペースをこれ以上何かするような考えをお持ちなのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、お尋ねのありましたレクリエーション公園の芝生のスペースに今後も彫刻の設置を考えているのかというようなお尋ねかと思っております。現在あります4m四方の関係空間につきましては、できるだけその場所に合ったようなかたちで、かつ芝生のスペースを遜色のないようなかたちです。いろいろな方と相談をさせていただきながら、あの場所に設置をさせていただいて、イベント等もそれから公園の活用には不便のないようなかたちで設置をさせていただいております。

今後の武蔵野美術大学の連携によります公開制作による作品の展示ですが、現在のところ先ほどの回答にもありましたが、既存の作品との調和とか景観を損ねないという観点からいきますと、あの近くにまた似たような彫刻とかを置くということにはちょっとこちらの方では考えていなくてですね、公園全体の中でですね、先ほどいいました既存の作品と公園の調和を考えながらですね、設置を考えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 町政執行方針の中でありましたレクリエーション公園にパブリックアートによるまちづくり事業と連携した魅力ある公園づくりとありましたが、横文字が多く、パブリックアート事業、アートタウンプロジェクトなどがあります。これ読み方によってはレクリエーション公園にと限定したものか、それともまた別な公園も含めた公園ということなのか、その辺ちょっと受け取り方がわからなかったんですが、それは具体的

にどういふものなのか。

また今、武蔵美大と彫刻なり、それを依頼してどこかに設置する、町の中なのか、それとも公園なのか、その辺をどのように考えているのか。武蔵野美大の方にこちらからある程度設置場所を想定して、ここに合うようなものをという、材質なり、大きさなり、それから町民に向けてののだとか、いろいろなコンセプトを示してお願いするのか、その辺大学側が自由にこういうものをどうぞということなのか、その辺どのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） レクリエーション公園限定かというようにお話でしたが、レクリエーション公園を一つのゾーンということで考えておりますので、レクリエーション公園を中心ということで、彫刻の設置、風雪に耐えられるというものについてはですね、そのようなことで考えていきたいと思っております。

それから武蔵野美大との連携の中で作品をどちらが、何ていうんですかね、イニシアチブをとるのかという意味合いだったかと思いますが、あくまでも町の考え方を大学側と相談をさせていただいて、例えばこういうところにこういう材、基本的には訓子府町で得た材料ですとか、それから訓子府の風景に合ったようなもの、それから訓子府町をテーマにしたような作品を大学側と協議をさせていただきますが、あくまでもこちらからの希望によって、こういうものをですとか、こういう場所ということでお伝えをして、相談をして決めていきたいということで考えておりますので、大学側が勝手にここに作りたいということにはならないかと思っておりますということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今、訓子府の材料ということも触れていましたが、訓子府に彫刻にできるような材料、木の他に何か考えられるようなものがあるのでしょうか。私、公開制作とかいろいろなことがあって、その作品をこちらに置かれるのか、それとも向こうで作られたものをこっちに搬入するのか、その辺どのような考えなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 今、訓子府町産の材ということで、多くは木があるかと思っております。ほかに石とかも可能ではないかなと思っておりますが、その大きさに応じていろいろと経費的なものもありますので、木とか石とかというものも考えております。他にですね、設置ということにはならないかもしれませんが、他のところでは例えば稲わらとかというところをやっているところもあるようですので、例えば麦わらですとかということもできるかもしれませんが、常設ということにはならないかもしれません。例え話で大変申し訳ないですが、そのようなことで訓子府にあるようなものを考えていきたいということでは今お話をしています。この辺につきましては、それこそ大学の方でいろいろなものを訓子府をご覧いただいてですね、こういうものが使えるんだよというのを新たに提案をいただけるかもしれませんので、その辺はまた協議して進めてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 大学側からこちらの要望も伝え、大学が具体的な話としては訓子府で制作するといったら材質限られますし、鉄とかそういうもの、ブロンズでしたらある

程度型だけ石膏か何かでとったりして、向こうに持ち帰るとか、共同制作とかそういうような意味でいうとなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、一応こちら側として、ここにこういうものを置きたい、レクリエーション公園ならレクリエーション公園のあの場所にあったようなものを置きたいとか要望を出して、そしてもし大学から示されたものが意に沿わないとか、ちょっと違うかなというようなことがあった場合ですね、そういうことは芸術ですからどんなものが出てくるかわかりませんが、例えばそういう選択、別なものにしてくださいとか、そういう選択なんかはどのように、これからの契約だとかいろいろなこともあると思うんですが、どのようなかたちになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 先ほどの質問に一部お答えをしていなかったという、今のご質問とも関連がありますので、ご回答したいと思います。

まず作品をどこで作って、向こうで作ってこちらに運ぶのかとか、こちらで作りながらやるのかということですが、その材料にもよるかと思います。今、河端議員もお話をされていましたが、例えば鉄ですとかブロンズということになりますと、なかなかこちらでできないものもあるかと思いますが、その辺はまた協議をしながらですね、こちらでできるもの、できないものを大学側と協議して運ぶのか、こちら側で現地制作なのかということは協議をしていきたいと思いますが、あくまでも公開制作ということもありますし、部分的にはワークショップでつくったものも展示する場合がありますので、その辺は何らかの過程で町民が見れるようなかたちをとっていききたいなと思っております。

それから、なかなかこちら側の意に沿わないというご質問がありました。選択ができるのかということですが、この辺につきましても、なかなか芸術作品というのはいろいろな考え方が多面的にございますので、その辺では非常に難しい部分もあるかと思いますが、その辺は大学側とですね、十分に協議をしてですね、よりよいものをつくっていききたいということで努力したいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） あそこの今置かれている関係空間をもとにした関連したああいう街並みとか公園づくりの中の一環として彫刻を置く想定なのか、それか、その辺によってすいぶん考え方が変わってくると思います。私、あそこの場は貴重な芝生の場、先ほども申し上げましたが、あの場にこれから何年計画かでいろいろな彫刻作品をあそこに移設されるのかなという、ちょっとあそこには正直私の感覚では芝生の部分はあれ以上手をつけてほしくないし、あそこは貴重な立ち入り自由な芝生ですので、そのままおいておいてほしいということもありまして、あえていろいろなことをお伺いしました。

それでこれから詰めていくということなのですが、町政執行方針の中にもありましたが、横文字でアートタウンプロジェクト、それを公園とどういうふうに連動していくのか、その辺がちょっとよくわからなかったのもう一度アートタウンプロジェクト、それは公園の中にいろいろなことで出てきておりましたので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 大変横文字が多い中で大変恐縮でございます。アートタウンプロジェクトの職員の方でできるだけわかりやすいものをとということだったんですが、なかなか横文字ということでわかりにくい部分もあるかと思いますが、昨年つくりました文

化芸術活動方針に基づいてですね、パブリックアートによるまちづくりをこれから進めていくという一つとしてアートタウンプロジェクトをやっていくと。その中で先ほどもお話ししましたが、この彫刻作品ばかりではなくてですね、答弁でもお話をさせていただきましたが、彫刻作品の公開制作やワークショップ、そしてあと学校の黒板を使わせていただく武蔵野美術大学の「旅する武蔵美」という学生さんがやる催しですが、黒板ジャックというようなものをやっていくと。その他に既存のパブリックアートの維持をしていくために講習会をやったり、ボランティアを要請したりということの一連の事業を総じてアートタウンプロジェクトということで進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） しつこく何回もいろいろなことを聞くと思われているでしょうが、私のところにも彫刻作品置かれてからもいろいろな声が寄せられております。その中でもあの場所にあれ以上何かいろいろなものを置いてほしくないという声もあるということを知っていただきたいなということも含めて、あえて何回も同じようなことをお伺いしました。

それでこれから予算の中でいろいろなことで審議が始まると思いますが、今こう一般質問の中で予算に立ち入るのはいかなものかなということもあるかと思いますが、やはり考え方、方向性としてお伺いをしたということです。

それとやはり彫刻作品を置くことによって、これから町民、子どもからお年寄りまでいろいろな活用の仕方があるということで昨年移設されたのですけれども、やはりそれに向けて町民が「ああよかったね」と納得できるような方法、これからいろいろなことがまた出てくると思いますが、町民の方が「あそこ最初は何かなと思ったけれども、なかなかいいものだ」と思えるような場所の設定、それと作品なども考えていただきたいなという思いでいろいろお伺いいたしました。

先ほども一応触れましたが芝桜のスペースですが、今いろいろなツツジだとかレンギョウだとかいろいろなことが植えさっていますが、これから四季を通じた花を見れるような、ああいう空いているスペースですか、ああいうところにそういうものを植え替えしていくとか、そういうような考えは、いろいろなことでシフト変更というんですか、そういうような考えはありますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） レクリエーション公園での彫刻作品の関係でお話を何点かいただいたので、私の方から総括してお答えをさせていただきたいと思います。

議員各位ならびに町民の皆さんのご理解の中で、昨年、水本修二さんの関係空間を場所の選定も含めて、野外彫刻として空間の中でふさわしいということでレクリエーション公園にあの作品を設置させていただくことになりました。今後はですね、あの関係空間の彫刻を生かしながら武蔵美大との連携プロジェクトによる彫刻作品の展示だったり、いろいろな事業を展開する中でそれらをまちづくりにつなげていきたいというのが私たちの考えでございます。

それで河端議員おっしゃるように、公園の機能を損なわないようなかたちでの作品展示だったり、野外彫刻の意味合いも含めた中の設置場所は今後検討してまいりたいと思って

いますので、まずはその辺をご理解いただきたいと思います。

また武蔵美大との関係についてもいろいろご質問ありましたけれども、あくまでも町がイニシアチブをとりながら訓子府にふさわしい、そういうものを含めた景観にマッチしたとか、そういうものを私どもが提案した中で武蔵美大の方から逆にその辺の中であったものを提示していただくというようなかたちをとりたいというものでございます。

またパブリックアートプロジェクトだとかアートタウンプロジェクト、ちょっとカタカナが多い部分もありますけど、それは私たちが提案してきたことだけではなくて、芸術文化活動を進める上で逆に町民からも提案をいただいております。それで町民主体的なそういう芸術文化活動もですね、その中の活動の中に、例えばアートタウンプロジェクトの中にも入っていますので、それらを含めた中で今後の芸術文化活動を特に子どもを中心とした中で文化活動を続けていきたいと思っていますので、それらのことをご理解をいただきたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議員から提案のありました花の件ですが、今もいろいろ花とかは植えております。それで作業員もかなり一生懸命やっていますので、もうここ2年は芝桜に専念させていただきたいというふうに思いますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） いろいろお伺いしましたが、私、前段でも申し上げましたように、やはりあそこは素晴らしい公園だと思いますし、今までの関わりの中でも本当に思い入れのある公園です。それで秋には高速のインターも陸別の方まで開通されるようですし、あそこはインター近くの公園でもありますし、とても魅力的な公園だと思います。今後そういうことも想定した公園のあり方、公園づくりなど、何かお考えがありますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 特に意識した取り組みというのはありませんけれども、去年なんかも具体的な誌名はいいませんですけど、観光誌にも載せていただいて、かなりお客さんも一時的には来たということもありますので、そこら辺は何て言いますか、トイレの清掃ですとかね、あとは草刈りだとか、そういったことの環境整備に努めて、恥ずかしくないような体制に努めていきたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 訓子府には町有林にも今年度の予算の中で常盤の町有林の天然広葉樹エリアに案内看板をというようなことも予算説明の中でありましたが、やはりレクリエーション公園のあの山林も、私が行ったときにリスがつがいで遊んでいたりと、秋になったらドングリや栗ですか、ああいうものも拾える、四季を通じて楽しめる場所だと思いますので、常盤のこれは紅葉がきれいだというような案内で、今年は掲示板ですか、案内板を設置するような予定かもしれませんが、レクリエーション公園の中にもいろいろないところがありますので、常盤の方のちょっとあれでしたら年に1回、こういうところがありますというんで町民に参加を呼びかけてバスツアー、紅葉ツアーみたいな催しをもったりするようなことで、わざわざ案内板を作る必要があるのかな、ちょっとレクリエーション公園から離れますが、これ公園とそれから森林の町民に観賞していただくということ

でその辺どのようにお考えか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま町有林の紅葉スポットと公園との関係等でいろいろご意見ございましたけど、まず、おっしゃるとおり来年度の予算で常盤の紅葉スポットの看板、これはやはり町民への周知等を目的としまして、より多くの方がわかっていた。ただ山林に入っていってもですね、なかなかやはりわからない部分もありますので、行ってわかるようなことということでまず看板設置を考えております。

それからバスツアーに関しましてはですね、過去には紅葉スポットの見学ということで広報等でご案内をして周知をして募集をして行っておりました。昨年はちょっと台風の影響等でできなかったわけでございますけれども、それについても引き続き行いたいというふうに考えております。ただバスとなりますとですね、なかなか山林の紅葉スポットまでバスで上がっていくスペースはちょっとありませんので、その辺はどういうふうに募集してどういうふうに連れていくかという部分も検討はしないとならないというふうには考えてはおります。

それからレクリエーション公園の山林の部分に関しましては、先ほどの回答にもありましたように21世紀の森というか、その部分についてはかなり植えた樹木も大きくなっておりますし、議員が見ていただいてわかるように、いろいろな樹木が植えられているものもありますので、その辺も公園との連携もありますけれども、農林商工課としても、そこも紅葉の何かできるかどうかという部分、それもちょっと今後は検討していきたいというふうには考えております。

ただやはり常盤は遠いですし、レクリエーション公園は誰でも行けるということもありますので、そういう部分での違いも含めながらちょっと検討はする必要があるという認識は持っておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端議員に申し上げます。町有林の関係につきましては通告外なので、これ以上の展開はご遠慮願いたいと思います。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 森林の関係でそっちまで踏み込んでしまって申し訳ありません。

今までいろいろなことをお伺いしましたが、やはりレクリエーション公園は今あらためて思い起こしますと、やはり開基100年を記念につくられたレガシーでもありますし、広く町民に親しまれている公園だと思います。それでやはり次の世代につなげるように、やはり町民みんなが「あぁいい公園でよかったね」「こういう公園があつてよかったね」と思えるような公園づくりを進めていってほしいと思います。

町長何か今までの中で、町長のプライベート公園みたいなお近くの公園でもありますし、今さまざまの中で何かご感想ありましたらお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 河端議員のみならず、大勢の議員たちや大勢の町民の方々がレクリエーション公園を平成元年以来愛し続けて、そしてよりよいものをつくっていききたいという思いが今の公園のあの芝桜の非常に枯れた状態から少しずつよみがえっていくことを考えてみると、やはり時間のかかることなんだなと。しかしある意味でのオアシスであったり、町民が憩い集える場所としての公園の存在というのは大変高いものがあるの

ではないのかなというふうに思います。その点でいうと河端議員のご指摘のように、やはり愛される公園づくりというのはいつの世もやはり意識しながらつくっていかなければならないなと思います。4年前の前の議員の中にはさっぱり利用者がいないのに、お金をあれだけかける必要があるのかという何度にわたる質問もいただいた記憶があります。私はあの近くに家を構えるようになってから、まず5月の桜のときのお客さんというのは、ものすごい数に今なっています。車が数珠つなぎになるような状況になっています。6月に入ってくると、あそこは無料になっていますから、バーベキューハウスは別として、そうすると北見市の保育所・幼稚園がバスで来ると。夏、7月になると、あそこの水の遊び場で子どもたちが水遊びをしている。同時にまた野球、ソフトボール等の会場で来た人たちがあそこで、全体として公園を有効に使っているという、それから最近ちょっと町民からの申し入れがあったんですけども、スキー場の案内がないと、だからぜひスキー場の看板を立ててほしいという声も上がりましたから、だからある意味では、町内外からあの公園というのは滝上や大空町のような芝桜公園とは違うけれども、それなりの意味があって、やはりこれからも観光スポットといえるかどうかは別としましても、とにかく町民の、そして来街者にとって憩いの場であり続ける努力をしていきたいと思えます。

それから芝桜については、私自身も例えば芝桜まつりでかなりのお叱りを受けたときもありましたけれども、今大変よみがえってきているということも事実ですから、建設課長が言うように、もう少し長い目で見てやっていただきたいと。

それから21世紀の森も私が最初担当したときに、こんなところにこんな公園をつくつてという、ちょっと気になることもありました。ネズミにどんどん木が食われていくという状況の中です。しかし今ですね、シラカバ、それからカシワを含めてですね、ものすごい生育してきているということを考えていくと、やはり先人たちが21世紀の2,100本の樹種を植えて、そして森をつくろうといったことをやはりこれから生かしていかなければならないときが来ているのではないかと。そうするとあそこのレクリエーション公園一帯をいよいよ計画的に新たなものをつくりながら考えていかなければならない時期が来ているんだろうなと思っておりますけれども、まだ漠然としています。

同時に合わせてやはりパブリックアートというのは、公共空間をいかに利用して町民主体の芸術文化を発展させていくのかと。そこは一翼としてやはり公園はもちろんあるでしょうし街路もあるでしょう。そんなこんなを含めて、これらをみんなの力でつくっていくべきだと思っておりますので、またいろいろなご意見をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） さまざまなご答弁いただきまして、今、町長のお答え、とても心強いものがありました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 3番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午前10時45分まで休憩といたしたいと思えます。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、5番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、ただいまから私の一般質問を通告書に従いまして、していきたいと思っております。

その前に自分の本当に見通しの甘さというか間違いで、通告書を訂正させていただきたいと思っております。最初に質問をいたします就学援助制度についてに関わることでございますけれども、上から6行目になりますけれども「中学生4万7,400円に引き上げられました」というふうに断定してしまいましたけれども、まだ衆議院も通過していないような状況に現在なっております、ちょっと誤りです。それでこの部分を「4万7,400円に見直す予算案が示されています」ということに訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

それでは、質問に入っていきたいと思っております。

まず初めに、就学援助制度についてです。これは教育長に答弁をお願いをするものです。

2017年度政府予算案で、就学援助における要保護世帯の入学準備費用、新入学用品費ですが、この補助単価が小学生2万470円、中学生2万3,550円が、小学生4万600円、中学生4万7,400円に見直す予算案が示されています。

このことを踏まえ、次の点について考えをお伺いいたします。

一つ、本町の要保護・準要保護者に係る入学準備費用補助単価について引き上げる考えはないか。

二つ目、新入学用品費の支給を実態に合わせて前倒しできないか。

三つ目、就学援助認定基準の拡充の考えはないか。

以上、3点についてお答えをお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「就学援助制度について」3点のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

就学援助制度につきましては、学校教育法に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な援助を行い、義務教育の機会均等と円滑な実施を図ることを目的とした制度であります。

対象者は生活保護法に規定する要保護者および要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる準要保護者に対し、国の示す基準に基づき、学用品費や新入学用品費、学校給食費、修学旅行費・宿泊研修費、医療費、体育実技用具費、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費などを支給しております。

まず、1点目の「本町の要保護、準要保護者に係る入学準備費補助単価について引き上げの考え」についてのお尋ねがありました。

議員ご指摘のとおり文部科学省の平成29年度予算（案）で「要保護児童生徒援助費補助金予算単価」の中の「新入学児童生徒学用品費」については、小学校や中学校に入学する児童・生徒が通常必要とされるランドセル代や制服代に充てる費用として、より実態に近づける見直しが行われ、小学校入学生では「2万470円」から「4万600円」に、中学校入学生では「2万3,550円」から「4万7,400円」に引き上げることが示

されております。

本町の要保護、準要保護者においては、国が示すこの基準に合わせてこれまでも支給してきていることから、平成29年度からは改定された就学援助制度の基準に合わせて支給してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「新入学用品費の支給を実態に合わせて前倒しできないか」とのお尋ねがありました。

就学援助の支給に関わる手続きにつきましては、毎年3月末日までに、受給申込書を教育委員会に提出いただき、前年の収入に関わる審査を行い、5月の教育委員会議で認定、6月から就学援助費の支給となっているところであります。

国では、就学援助については、その目的において、経済的理由により就学が困難と認められる家庭に対する援助であることから、それぞれの経費が必要な時期に、必要な支給が行われることが望ましいとの見解も示されているところであります。

新入学用品費の入学前支給については、現在のところ保護者の方々から具体的なお話は伺ってはおりませんが、入学時に必要となる「新入学用品費」については、必要な時期に必要な支給が望ましいと考えておりますので、全国的に取り組み状況が広がっていることや近隣市町村の実施状況等を勘案しながら、早期支給について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「就学援助認定基準の拡充の考え」についてのお尋ねがありました。

就学援助認定基準につきましては「訓子府町要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱」に基づき認定をしているところですが、平成25年の生活保護基準の見直しに伴い、経済的理由などで困っている家庭になるべく影響がでないよう、準要保護者の収入認定基準の見直しを行い、適切な対応を行ったところでございます。

また支給項目についてもPTA会費やクラブ活動費、生徒会費などを対象に加え、さらには、本町独自の対応としてスポーツ少年団などの大会派遣費に係る自己負担分を支給対象とするなど、制度の拡充も図ってまいりました。認定基準の拡充につきましては、「今後の社会情勢を見極めていくとともに、保護者の方々の経済状況などの把握に努め、子どもたちが安心して就学できる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 今、教育長の方から3点にわたって答弁いただきまして、1点目については、そのようなかたちで進めていくということですので、何も言うことはありませんけれども、2点目についても答弁されておりましたように、今後に向けて近隣市町村の実施状況も勘案しながら早期支給については検討してまいりたいというお答えでありますので、ぜひ早期支給に向けた、実施に向けた取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

これに関して一つ、二つ、気の付く点というか、私の思っていることも含めて質問というか考え方をお伺いしたいのでありますけれども、いずれにしてもこの2項目目の早期支給の、なぜそういうふうなものが求められているかということは先ほどの答弁の中にもありましたように、特に新入学用品費というのは、やはり入学前の準備にかかる費用という

ことで、やはりお金がかかるのは入学準備前にかかるということ。それが結構やはり多額になってきているということも含めて、その見解は今、教育長のお答えの中にもありましたように一緒であります。そのためにはやはり必要な時期に必要な支給が望ましいということはもちろん本当にそのとおりでありまして、これは国からの通達も昨年あったと思いますし、また同時に昨年の9月に道教委の方からも各市町村あての教育長あてにこの就学援助制度に関わる、この早期支給の部分だけではないんですけれども、やはり何らかの実態に見合った支給というのはやはり望ましいと。それがやはりこの制度の効率的なとか、効果の問題としてもあるんだよということを通知としてきているのではないかなというふうに思います。そういったことを考えながら、おそらく実務として出てくるのは、認定の問題だと思うのですよね、認定が今先ほどから答弁にあったように3月までに申請書を出していただいて、5月の教育委員会議で認定していくと、6月からの支給ということになるんですけども、その認定の仕組みをやはりこの部分だけ、特に小学校の場合です。中学の場合というのは、これも後からちょっと話を聞いてみたいと思うのですが、小学校の入学よりも極めて小学校6年生が中学、特に本町の場合、1校の中学校しかないわけで、居武士と訓子府小学校の卒業生がおおた大体移行してくるということからいけば、過去の実態も含めて、道教委の指摘の中にもありますけれども、やはりそういったものについていけば特別、審査というのかな、仮認定ということになるのかもしれないけれども、前年度の認定者は申請がなくても自動的に当該年度の審査対象とするというふうなことも各市町村でやっていると。そういうことも踏まえて各市町村でやってほしいというふうな通知内容なんですよ、そういうことから含めると、中学生については本当にすぐやる気になればできる話かなというふうには思いますけれども、特に小学校に入学される方についての対応については、やはり特別なやはり認定に向けての取り組みが必要になるのではないかなというふうな気がいたします。それで例えば今、小学校に入学されるときに、何て言うんですか、1日入学というのがありますよね、大体2月ごろにやっていると思います。そのために案内をしますよね、新しく入学される児童の世帯には。そのときにやはりできればそのときにでも案内をしながら、一つは早期の支給に向けた案内というのはできないのかな、対応ができないのかなというふうな思いでちょっといたところです。そういうふうなかたちをとりながら、いわゆる新入学児童に対する認定事務の優先をやはり何かこう工夫できないかということが一つと、もう一つは正式な認定、そうはいつでもやはり3月以前に必要なお金でありますから、正式な認定の前にやはり仮認定というふうな、そういったものを、そういう場所をどこかでつくっていかねばいけないのかなというふうに思いますので、そういう部分の取り組みも視野に入れながら、今答弁にありましたように来年度に向けて、来年度といいますか、29年はやはりこれはむずかしいと思います。いわゆるこの30年に向けて検討していただけないかなというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか、その取り組みの内容について。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほどお答えしましたように認定事務に関わりましては就学援助につきましては前年の収入をもって、大体課税決定されるのが大体5月ごろですから、その状況をみたくて5月の教育委員会を経て6月に支給するというのが今までの流れでございます。国や道教委の通知も私どもに来ております中で、今言う中では新年度というか

4月の支給がいいのか、3月の旧年度というか、前年度の支給がいいのか、そうなったときの予算の問題とか会計年度の問題はございますけど、実態としてはやはり私自身はもし仮に前倒しでやるということになれば3月の支給が望ましいのかと思っております。そのような中で考えれば新入学用品は別に申請していただいて、早期にですね、今までの認定前にいただいた中で別個に考えるようなことも今後考えていかなければならないかと思っておりますけれども、いろいろな状況もありますので、それは町部局と相談させていただきながら、どのようなかたちがいいのかということは検討させていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） まさにそういうことにぶつかってくることもあるなというふうに私は思っています。いわゆる予算の仕組みからいって、いわゆる30年、例えば来年、この次の問題でいけば30年度の本予算で対応しなければいけないものを前倒しでということになると、予算との関係も含めて整理しなければいけない課題というのは当然出てくるなというふうに思いますので、そこら辺の整理も含めて町部局と、いわゆる教育委員会以外の部分と違うところとやはりしっかりとこう議論させていただきながら本当にこの制度の趣旨にのっとった、そして喜ばれる制度の運用に努めていただきたいなというふうに思っているところです。これについては先ほど何回も言っているように道教委なり国の通達もありますから、それはやはり工夫でできるということでもありますので、ぜひお願いをしたいなと。

そしてもう一つはやはり小学校の入学の関係でいきましても、この近年、特にこれは所管事務調査でいただいた資料からも見ましても、例えば平成25年度でいけば準要保護者に関わる認定が9名、本町の場合。この資料で、私たちがいただいた、これ若干の違いはあると思います。途中の認定の問題もありますから、これ多分いろいろなものがあると思うのですが、われわれが議会としていただいた資料に基づきますと、25年度で9名というかたちに1年生ですね、なっています。それから26年度でいけば3名、準要保護者の認定者数。そして27年度でいって5名、そして28年度でいきますと9名ですか、いってみればそんな大きな額にはならない額だと思うんですよ。仮に新入学用品費だけでみると本当に限られた、そんな100万円も200万円も300万円もという予算でもないわけですから、その辺も含めてその金額がまず喜ばれるということにもなりますので、ぜひお願いをしたいということです。

それから小学校を卒業してから中学校に移行する場合、1年生になる場合、これについてはどうなのでしょう、やはり申請はいただくんですが、今どういう状況、申請はいただくんですけども、認定をするまでの間に何て言うんですか、継続といふかな、当然その間に所得が変わればいろいろあるんですけども、6年生の時点で出された基準、いわゆる収入の基準といいますか、これはそう大きな変化が中学1年生になるときにはないわけで、またそれが基準になるわけですからね、前々年ですし、前年と、そういう場合の対応はどういうふうになっていますか。あくまでも申請はいただかなければいけないんですけども、相手方に対する通知とかお知らせの中ではどういうふうな、何か問題というか、ちょっと申し訳ないのですが、そんなことをちょっと思ったんですが。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、準要保護世帯の小学校6年生から中学校1年生の継続す

ることができるかどうかというところのご質問でございますけれども、申請については毎年度行っていただくこととしておりますし、収入につきましてもその前年度収入を審査の対象としておりますので、その年度ごとの収入が変わるということもございますので、その年度ごとに収入の審査をさせていただいているという現状では実態でありますのでご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 私のちょっと質問の仕方が悪かったんだと思うんです。いわゆる新入学用品に関わる支給の関係になってしまうのですが、中学生の場合、特に訓子府の場合、小学校の卒業式の時点で中学校の制服を着て式に臨むという、そういう状況ありますよね、そういったことを考えたときに、中学生についてはやはり準備するということになれば、やはりこれも結構早い時期にそういう人たちの準備というのは制服だけではなくて、他のものも当然出てくると思うんですが、そういったことが今度可決されるであろう4万何ガしの中で賄っていけるということになればいいわけで、そういう意味からいっても中学校に入学する場合の移行に関わる時の支給の認定の仕方というか、仮認定の仕方というか、これについての考え方はどうですか準備金としての。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 申し訳ありません、ちょっと質問とちょっと食い違っていたところがございます、先ほど議員の方からもお話がありました仮認定ということで、今年でいえば前々年度の収入を見ながら、この3月に支給できないかということだと思いますけれども、先ほど教育長の方からも答弁の中でありましたとおり会計年度をどこでもつかということもございますし、仮に今年でいえば28年度予算で支給とするならば前々年度の収入をみさせていただいて、28年度で準備金として支給するということも可能かなというふうに考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） ぜひこの部分、早期支給という部分につきましては、近隣の北見市も含め、あるいは美幌町も含めて、何かこう始まっているようなので、ぜひそこら辺のやり方も含めてちょっと研究しながら、対予算との関係の整合性をとっていただきながら、ぜひ実施してほしいなというところです。

もう一つ、最後になりますけれども、この関係で最後の拡充の問題なんですけど、これは生活保護の、いわゆる生活扶助の関係が改悪されて減らされた。それに伴って25年度以降見直しをかけてということで、本町の場合1.4という数字でされています。そしてそれに伴って、教育長とのお話の中でも訓子府の場合、いろいろと柔軟な対応をしているということも伺っていますので、それは本当に評価するところなんですけど、でもあえてちょっと気が付いたんですが、決算の中でいろいろやっていく中でも気が付いたんですが、この予算、例えば各年度の予算というのが決めて出していくんですが、今回もこの間もその説明があったんですが、当然予算ですから就学援助制度に関わる予算についてもやはり余裕をもった予算の設定をするということは当然あっても間違いでもないし、それはいいんです。それともう一つ最終的に減額補正をして、使わなければ減額補正をしてということで当然仕組みからいけばそうなるんですが、ただ当初予算の問題ともう一つは先ほどもちょうつと言いましたけれども、準要保護世帯のいわゆる各年度で申請数と認定数が若干の

開きがありますね、これは知れてはいるんですが何軒かの開きがあると。申し込みがあるけれども認定されたのはそのうちの9割方、9割ちょっと、ほぼ90何%になると思うんですが、でもならない部分もあると。そのならない人たちのならなかった理由というのは、やはり所得というか収入だと思うんですよ、それが基準を超えていたということによろしいのですか。それと開きがどれぐらいあったのか。1.4、いわゆる本町が基準としていた基準とどのぐらいの開きがあるような、近接するというか近い部分であれば、結局言いたいことは、この申請をしたということの意味だと思うんです、世帯が、保護者が。やはり何とかして使いたいなど。この制度を使ってという人たちのその思いが、本当にこうごく基準の枠の中で本当にちょっと足りなかったばかりにということになると、そして結果として認定されていないわけですから、そうはなっていくのは当たり前なんですけれども、その基準を変える、若干基準を変えることによって救われていくこともないのかなど。特によく言われるのは、そういう制度に当たった人は本当に幸せだよねって、けども当たらない、これは生活保護の問題も同じなんだけれども、それでなくても大変な人たちというのはもっと大変なんだわと。当たらないというか該当にならない場合、そういう人たちの結構そういう声もありますので、その辺について、これは際限なくということには決してならないんですけれども、どうもこの近隣をみても生活保護基準の扶助基準の1.5というところ、やっているところも何町村かありますので、そういった部分も含めて、ちょっとお考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、準要保護世帯の生活補助基準の件数の問題でご質問がございましたけれども、実際には申請いただいて、その該当にならなかったケースというのが年間4、5件ございます。その状況をみてみますと、先ほどからご説明しておりますとおり生活保護基準から1.4を目安として収入の判定をさせていただいているところですが、やはり1.4を超えた部分については不認定ということで対応させていただいているところであります。それぞれその家庭内の状況、例えば前年の収入を見ているわけですが、今年就労していないだとか、そういった家庭の状況や就労状況を見させていただいて、その方々については教育委員のご理解をいただきながら対象とするような処置をとらせていただいているのが実態でございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） この問題については、この程度にしたいと思うんですが、そういうふうに本町の場合、柔軟な家庭の状況も鑑みながら、その会議の中で、審査会の中で進めているということはもう十分承知しています。そういう面では非常に評価をしているんですが、例えば生活保護基準がどのぐらいの額なのかということになると、自分もこの生活扶助の1類、2類の計算式で自分なりにやってみたんですが、やはり極めて基準というのは1.0の場合ね、非常に低いんですよやはり、この中で例えばいわゆる必要経費、いわゆる公的年金だとか、さまざまな控除されるべき必要経費、年金だとか税金だとかさまざまなものあるし、基礎控除なんかも引いていくと本当にこう収入の認定額というのは少額になると。そこに子どもが2人、3人、仮にいるとするならば、やはり本当にこれではどうかなという思いがあります。それがあって1.4なりということになってはいるんですが、それにしても大変だろうなという思いがありますので、ぜひそういったことも含

めて、次年度に向けてもう一度何か検討していただいきちんとした数字で示していただければいいのかなというふうな思いでいますので、ぜひちょっとお願いをしたいなと思いますが最後に。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 就学援助については過去には市町村の、国からの補助金制度というもとで運営をされていたんですけど、平成17年の三位一体改革の中でその財源が交付税措置されたということもありまして、市町村の裁量に任されている部分が大きいということがあります。そのような中でうちの町も過去には1.2倍だったり、今、生活保護基準の平成25年の改定前は1.3倍、その後は1.4倍という変遷をその状況をみながら改定はしてきた中でございます。ちょっと国の調査によりますと、平成26年に調査しているので、これ生活保護基準の前ですので、この数字がどうだということではないんですけども、やはり1.3倍というのが約半分ぐらい、全国的には多くて近隣というかオホーツク管内の私どもで過去に調べた経緯では半分为1.3倍ということで、各市町村は生保基準が引き上げられたことによって1.4倍程度というところをみているんだと思っております。工藤議員おっしゃるように、なかなかちょっと難しい、それが例えば1.5倍がいいのか、1.6倍がいいのか、はたまた2倍がいいのかというのは非常に難しい議論にはなると思うんですけども、私どもとしては、その実態を踏まえながらですね、そのようなことで拡充についても慎重に今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） それではこの件につきましてはもう一つありますので次に移らせていただきます。

次の質問ですが、この次は町長に対する質問になります。

町政執行に臨む基本姿勢についてであります。

町長はこのたびの町政執行方針で、これからの町づくりに向けての基本姿勢を現在抱えている課題も含めて述べていますが、この中から次の項目について、町長の見解をお伺いいたします。

1、町民と一緒に地方自治について学び、訓子府らしい自治の姿を描いていきたいと述べていますが、学ぶためにどのようなものを計画しているのか。

また「訓子府らしい自治の姿とは」についても見解をお伺いいたします。

2、「これからの町づくり」については「地域のポテンシャルを引き出し、ステップアップした町づくりをめざす」と述べておられますが、そのためには課題の整理と具体的な取り組みが求められると私は考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行に臨む基本姿勢について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

まず1点目に「町民と一緒に地方自治について学び訓子府らしい自治の姿を描くためにどのようなものを計画しているのか、また訓子府らしい自治の姿についての見解」についてのお尋ねがありました。

日本国憲法が昭和22年に施行されてから今年で70周年の節目に当たります。

現在、衆参両院の憲法審査会では、さまざまな立場から議論が続けられておりますが、私たち国民も改めて主権者であることを自覚し、憲法について考えていく必要があると思っております。

日本国憲法では、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3原則と、立法、行政、司法の3権分立と財政処理の権限といった国の統治の基本原則、さらに国に対置、補完させる意味も含めて地方自治について規定され、このことを踏まえ、日本国憲法と同じ昭和22年5月3日に地方自治法も施行され、本年70周年の節目を迎えることとなります。

本町におきましても、第6次の訓子府町総合計画がスタートする年でもあり、これらのことを契機に、地方自治について学び、わが町の自治の姿を思い描いてまいりたいと考えております。

特に平成29年度では、日本国憲法や地方自治法が果たしてきた役割や、町民が主権者として、また、地方自治の担い手として、どのように歩むべきかなどについて、町民の皆さまと一緒に学ぶ機会として、町と教育委員会が共催して講演会を開催したいと考えております。詳細につきましては現在計画中でありますが、憲法や地方自治に造詣の深い講師の方をお呼びしたいと考えております。

また「訓子府らしい自治の姿の見解」についてもお尋ねがございました。

日本国憲法第13条で個人の尊重と公共の福祉について規定され、国民健康保険の幸福追求を最大に尊重すべきとされております。本町においても、障がいのある方をはじめ、多様な人たちを認め合い、支え合う地域社会をどのように創造するのか、高齢化が進む中で、町内会・実践会の自治機能を高め、生活支援の充実が図られないか、一方で町内会等の高齢化が進む中でどのように維持していくのか。

これらの問題を考えるにあたっては、他の自治体は参考になったとしても、本町の特性や実態等を踏まえた取り組みが求められます。

自治体により、それぞれの歴史があり、土地柄、産業などの違いがあり、住民のまちづくりに対する考え方、行政との関わり方は異なります。

このような中、本町の特性等を踏まえた自治について、先ほど申しあげました学びなどを通じ町民の皆さまと認識を深め、共有し合って、本町の自治体運営を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

2点目に「地域のポテンシャルを引き出し、ステップアップした町づくりをめざすにあたり、課題の整理と具体的な取り組みが求められると考えるがこの点に対する見解」についてのお尋ねがございました。

本年度から第6次訓子府町総合計画がスタートしますが、この計画は町民アンケート、中学生アンケート、車座トーク、まちづくりトーク、まちづくり推進会議などで多くの町民の皆さまのご意見を伺い、総合計画策定審議会の諮問も経て策定させていただきました。

お尋ねのありました課題整理につきましては、本計画策定の中で行われたものもその一つと認識しておりますし、具体的な取り組みにつきましては、実施計画による進行管理の中で議会における予算審議も踏まえ進めてまいりたいと考えております。

本計画の前の第5次総合計画策定時の10年前と比べ、世代交代による町民意識や町内事情、本町を取り巻く情勢なども大きく変化しており、第5次の総合計画実施からさらに

一步踏み出して地域課題に対処するなど、次の10年も見据え、町民の皆さまとともに、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） それでは、この点について、この質問というのは本当に概括的な本当の全くの基本的な部分でありますので、町長に対してどうこうということばかりではないかなというふうに思いますけれども、若干一つ二つまず質問させていただきます。

地方自治についての学びという部分ですけれども、答弁の中にもありましたように、こういうことで学びが必要になるということが示されております。それと憲法の問題も含めてでありますけれども、確かに今なぜ地方自治なのかということになれば憲法も含めて節目の年だということ、それが一つがあると思うんですが、もう一つ訓子府で町長が訓子府で職員の時代から今の町長の時代含めて地方行政に関わってきた年限というのはもう相当、40年以上の年月を現場で、行政あるいは今町長として担っているわけでありますけれども、そういう中であらためて節目の年ということだけではなくて、先ほどの答弁にもありましたけれども、もう少し何か深い思い入れのようなものがあるのかなど。あらためて今地方自治というものについてみんなで学ぶことの意義とか、あるいは地方自治に光を当てなければいけない本町としての何か、何て言うのですか、課題ということとはちょっと適切ではないのですけれども、これからのまちづくりを考えたときに必要になるだろうというもの、もしこの他に何かありましたら、ちょっと率直にお伺いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つはですね、あえて憲法や地方自治の問題を訓子府町が町政執行方針で触れたのには私なりの考え方があります。私たちの行政、議会も含めてそうですけれども、決して憲法や地方自治と門外のものではないということであらためて考える時期にきているのではないのかと。それは国政において憲法の議論をこれからかなり激しく行われるだろうと。とりわけ現在の安倍首相については憲法を変えたいという考え方をもってきておりますけれども、私たちは地方自治の一翼を担うものとして、あらためて憲法の掲げている先ほど言いました原則や地方自治の規定をもう1回考えてみる必要があるのではないのかと。その点では、何人かの講師を頭の中にありますけど、少なからず憲法学者や地方自治制度の専門性の高い研究者に講演をいただくことが今、大事な時期に来ているのではないのかなというのが1点目であります。

それから2点目でありますけれども、平成の合併が始まってというよりも、終わってから大体10年の経過を経ました。このこと自体が最近新聞各社でも、あるいは全国町村会においても平成の合併の是非についての評価をいただいておりますけれども、あらためて今グローバル社会から、これから私たちはどんな社会へ進もうとしているのかということを考えていくときに、この10年を過ぎてみて国は以前として道州制の問題はやはり後退させないというよりも、何とか大きいくくりの中で地方自治を考えようとしていると。もちろん憲法の中で憲法の92条から95条までである地方自治の捉え方についても、それはないものにしていこうという考え方をもっています。これらを含めてですね、中核都市、2

0万人以上、一時は35万人以上と規定していましたが、20万人以上の地方自治が一つの基本としながら、その周りの町村と無駄を省いていくといういい方がいいかどうかはわかりませんが、合理的でそして大きくくりの中で地方自治は考えようとしているという状況が依然として現実のものとしてあります。

さらにまた最近で申しますと地方創生の問題であります。自治体に地方創生の地方総合戦略を掲げさせながら、一方で自治体に評価を求めてきております。私どもの総合戦略の関係でいいますと、この5年間の間に掲げてことが自治体として総括しなさいと。評価しなさいということも求めてきております。ともすると本来国がやるべきことを地方自治に担わせる、あるいはそれをあなたたちがやって自分たちができなかったんだから、それは自分たちの責任だということも見え隠れしているという状況が私はあると思えてなりませんので、あらためて私たちが地方自治というのは一体何なんだろうかと。住民主体の町づくり、住民自治をベースとして団体自治がいかにあるべきなのかということはこの機会にみんなで考えていくという時期がもっとも今大切な時期にきているのではないかなということも踏まえて、今このような目標を執行方針の中に掲げさせていただいたということがあります。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） そういうことで本当にそういう時期でもあるという部分では非常に大切な、これからのまちづくりに当たっても当然突き当たってくる部分があるいろいろな場面で出てくるのかなというふうに思っています。ということは、なぜ私がこういうことをちょっと今いうかということ、昨日からの一般質問等含めて、やはりこれからのまちづくりにおいて本当に数多ある課題なんかたくさん極めて決定も含めて難しい場面がこれから多々出てくるのかなというふうに思っています。これは本町だけではないと思いますけれども、まさにその課題を一つ一つ整理しながらまちづくりに向けて本町が何をしていくのかと。何をやっていくのかということになると、今、町長が言われたような憲法の問題や地方自治法が示している、町民が主権者として、また地方自治の担い手として、やはり町民自身もどうそれに向き合うために変わっていかねばいけないかという部分が非常に求められる時代に入ってきているのかなというふうに私は思っています。そういう意味では、そういう面からもやはりこれにこの地方自治なり、地方自治法なり、憲法にやはり光を当てなければこれからの課題解決というのは、なかなか難しい問題ばかりですので、難しいだろうなという思いが一つと、もう一つは、町民サイドだけではなくて、職員の皆さん方もやはりこういう意識といいますか認識というのはやはり持たなければ、なかなか町民の付託に応え得るようなものにはなっていないのかなと。そういうことがやはり何となく懸念されてくるような時代に入ってきたなというふうに思います。例えば一つ産業政策とっても、福祉の問題とっても、教育の問題とっても、あるいは今回も若干ありましたけれども、本町の公共施設のこれからのありよう含めて、インフラも含めて、さまざまな課題が出てきますけれども、やはりそれをどうにかたちでそれを課題整理、課題を解決していくのかといったときには、どうしても、先ほど町長がいわれたようなことも含めて、町民も力をつけていかねばいけないし、職員もつけていかねばいけない。それと同時に協働をどうするかということも含めて、突き当たってくる課題になるんだと思います。やはりそれを示しているのが、やはり憲法であり、今いわれている地方自治法の

本旨ではないかというふうに私は思っていますので、そういう面から非常に求められているのだろうなというふうに私自身は思っています。それで例えば今ちょっと前段で言いましたけれども、さまざまな課題解決に向けて、町民も一緒になって取り組むことがこれから本当に求められるんですけれども、その町民参加、あるいは町民の協働というのを町長はこれからどのようなかたちでさらに進めようとされておられるのか、まずその1点をお伺いをしたいと思います。今までも十分いろいろな意味で過去からみたら相当そこに力点を置いた町政は運営されているなというふうには思いますが、時間も割きながらやっているなと思いますけれども、今後に向けてはどのような思いで当たられるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほどの質問と前後するかもしれませんが、今回ご了解いただいた上で第6次総合計画を少なくともパンフレットを全戸に配布する考え方でおります。これはその冒頭に私自身のコメントを載せさせていただいていますけれども、1点だけ強調しなければいけないという点でいいますと、従来の総合計画の国の開発政策、第何全総（第○次全国総合開発計画）、うんぬんということと、国と地方自治の産業政策や開発政策は一体のものだということで、国に義務で求められてきたということがはずされました。ですから、総合計画はつくらなくてもいいんだよということになりました。代わりに総合戦略というのが出てきましたけれども。そうこう考えながらも私たちは議会に提案をさせていただき、ご理解をいただいて、第6次の総合計画、「ちょっといいね！」がたくさんあるまちという、この国の求めではなくて、自ら主体的にこの総合計画を大勢の町民の皆さまの声を聞きながら、聞いて、そして樹立してきたという点では人口問題一つとっても、今までは期待感の多い人口予測図をやっていました。7千人の町を8千人にするとか、かなり過大なそのときの状況でそういうことは当然のことだといわれながらも、今回は現実的に人口がどういのかたちで減っていかうとしているのかと。高齢化率がどうなっているのかということも現実の問題として提案させていただいたりしながら重点目標や、あるいはプロジェクトの10年間の仕事の仕方についての提案をさせていただいているところですので、この点からまずスタートだと私は思っています。10年間かけて町民の皆さまと共にいただいたご意見や計画した総合計画の柱を現実のものにしてどうしていくのかということが私はこれから10年間もっとも大事ななというふうに思っています。そしてまた私の懸案事項でもありますけれども、町の未来は町民が決めていくんだということを私は立起以来掲げてきましたが、まちづくり推進会議がいろいろな経過がありましたけど、今その到達点が一つであります。しかし合併の問題を一つの教訓にしながら、町の将来の住民投票やそういったことについてのまちづくり条例をやはりつくっていくというのは、私の残された2年間の中での急務だというふうに思っていますので、これは推進会議の中で意義をさらに選定しながら、現実には条例提案も含めてもやっていきたい。おりしも議会の皆さんが議会の活性化のさまざまな議論をされているということも踏まえながら私たちが改めてまちづくり条例を基本条例をやはり策定するというのが急務ではないかと思っています。これらに基づいて住民参加の住民主体の形成のありようをやはりつくっていかなければならないと考えております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 最後の方の答弁でまちづくり基本条例というような、そういうかたちで申されましたけれども、そのこともちょっと質問しようと思っていたので、先に答弁がありましたので、あえてこれちょっと関係しますけれども、やはり私も最後の質問でやろうと思ったんですが、自治基本条例、やはりこれはどうしても必要になってくるのかなという思いでいます。これは今、私たち議会も議会基本条例というものを今、侃々諤々の議論をしながら、これからさらにそういう議論というのは熱くなる議論になってくるんだと議会の方も思っていますけれども、やはりそういうものが相まって一つのまちづくりということに結び付いていかざるを得ない、そういう時代に入っているなというふうに思っていますので、町長から自治基本条例、いわゆるまちづくり条例も含めた取り組みについてのお答えがありましたので、ぜひそういった部分も含めて、そういう時期にきているということも含めて、町民の方たちに発信していく段階かなというふうに私は思っています。そういう部分ともう一つは2点目の地域のポテンシャルの引き出し方も含めてステップアップしたまちづくりに当たって、当然これには町民の意識の問題もありますから、町民の熱意とか情熱も含めて、自主的な取り組みをどう支援していくのかという部分と同時に役場職員の皆さん方の力量といいますか、何て言うんですかね、本当にこう試される時代に入っているのではないかなというふうに、この部分では本当に思うわけです。今でも一生懸命やっているの、数少ない限られた職員体制の中で、本当にこれで大丈夫かなというふうな思いもしながら、もう少し何とか職員の拡充というのはならないのかなというふうに常日頃思っていますけれども、本当にこのまちづくりそのもの、これからのありよう含めたときには、そういう部分も含めた職員体制の力量の、何て言うのか、アップというか、そういうものというのはやはり相当求められてくるのではないかなというふうに私は思っています。特に先ほどもいいましたけれども、これからの取り組まなければいけない課題というのは本当に多岐にわたるし、従来型のような、それぞれ財政的にも余裕があったり、人口もそこそこ一定程度、減ったとしてもしれていると。そういう時代ではなくて、それらも解決をしながら町をつくっていかなければいけない、さまざまな課題をみたときに、やはり広い世界というか、広い視野をもった職員をどう育てていくのかということも含めて、今からやはり、何て言うんですか、着手するというか、取り組んでいくということはどうかなというふうに私は思っているんですが、特に職員の方々の個々の力量もそうですけれども、トータルとしての力、そういうものについて、今後に向けて町長の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） あまり時間がありませんから、農業の例をわかりやすいところでお話をさせていただきます。私どもの農業基盤整備事業、これらについては各地域の代表と期成会を作成しながら、それぞれの地区ごとの事業メニュー、具体的にどういうふうに整備していくかということも行政主導というよりは、むしろ地域の方々と農協と私どもが一緒になって、この10年間の事業を計画し現実のものに具体化してきているという歴史をもっています。これは極めて大切な私は一つの手法ではないかなと思っていますので、しかし今、さまざまな、国はやはり農業のグローバル化の大規模化、競争力向上という提案をしてきております。これはいろいろな制度の上で例えば畜産クラスター等については何千万円単位の補助金あるいは億単位の補助金を直接農家に支払いするという状況が、し

かも2分の1補助というのが出てきています。しかしこれだけでいいのかという問題があります。リース事業というのが一方でありまして、今度、農水省に行ってきますけれども、希望しても50%しか当たらない。40%、30%ということになりますから、新たなる農業機械を導入しようと思っても、なかなか思うようにいかない。ですから競争社会の中で今一番大切なのは、そういった全ての農家の方々が支援していただけるような、国の支援なり、北海道の援助が極めて大事だということを思っていますので、地域のそういう期成会を通じた施策の現実的な対応とさらにまた国政の政策に対する意見や考え方を地域の方々が述べていく力量というのは、とても大事なのではないかなというふうに思っています。もちろん農協の役割は重大であります。同時に職員の関係でいいますと、私が町長になって五つ、5点の研修制度を設けてきました。もちろん基本的には挨拶をちゃんとしようとか、ポケットに手を入れるとか、ガムをくわえながら仕事するとか、あるいは地域担当職員が地域に出向いていこうとか、さまざまなことをモラルハザードの部分も含めてかなりいってきました。しかしもう一方で私自身が意識しているのは、五つの研修であります。1点目は事務的な力量をどう高めていくのかということでありまして。一つはこれは第一法規やぎょうせいの専門家を招いて条例のつくり方やさまざまな基本的なことについて課長職はもちろんですけれども、一般職も含めて学ぶ機会を設けてきています。同時にまた自分の町以外のことを長期にわたって滞在し研修していくという点でいくと、津野町に四国の歴史の中で津野町の中で今まで3人の職員を派遣して2年間でこれ10年間続けると約束していますけれども、これもまた一定程度の力量を発揮しているのではないかと。さらにまた小さくても輝く自治体フォーラムを全国の先進的な自治体の中で比較的合併しないで頑張っていた自治体の事業今日を職員と共に一緒に研修しているということも三つ目に上げています。さらに四つ目は自主研修であります。ここへ行ってみたい、こんなことを学んでみたいという5名以上の職員の人たちが自分でコースを組んで学んでくると。最近でいいますと沼田町と栗山町へ行って、6人の職員が行って学んできています。非常にすなわちそれは説明型の行政から対話型の行政が必要なんだということを職員自身が感じて、これからそういう町をつくっていかうということで勉強して、その成果の報告会がありました。もう1点は自治大学校です。70万円からのお金をかけて毎年1名ずつ派遣しています。非常にもっとたくさん派遣したいのですがけれども、今回も1名参加してきました。多治見の人口減少社会に悩んでいる多治見市の現状と分析とそしてそれらをどうやって乗り越えていかなければならないのかという報告を、熱い報告を受けました。これは私どもの町と市の状況は違いますが非常に意味ある研修をしてきたんだということで、もちろん内閣府や自治省といましようか総務省等含めてですね、いろいろな全国的なレベルの研修の中で職員たちは学んできていますので、きっと私はこれがやがてまちづくりの中で実践的に力になっていくことを確信しているところでございますけれども、これらについても引き続き職員の学びの機会を拡充してまいりたいと考えておりますので理解していただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

あと2分です。

○5番（工藤弘喜君） あとは質問は特別もうこれで終わりにしたいと思っておりますけれども、特に職員の皆さん方におかれては、やはり今の状況の中でも、やはり相当大変な状況の中

で仕事をしているなというのは議員としてみても感じます。やはりどこかでゆとりのある中で精神的なゆとりも含めて、ゆとりのある中でこそ、いい発想も、そして町民との対話もうまくいくのかなということもありますので、思っていますので、ぜひそういった部分からもトータルで職員の人たちの能力が、あるいはもっているものが開いていくような、そういう体制をやはりどこかで心しておかなければ、結果として町民の期待、あるいは議会の期待も含めて、結果として職員をつぶしてしまうことにはならないような、そういうことというのは常に目を配っていただきたいなということを最後に申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 5番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩といたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、2番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○2番（須河 徹君） 2番、須河です。質問通告書に従いまして、1点目の質問に入りたいと思います。

まずは、訓子府町に住み続けるためには、行政のあるべき姿を伺いたいと思います。

「すべての町民にやさしいまちづくり、みんなで創る訓子府の元気」を掲げ、3期目の町政に取り組んできました。平成29年は3期目の折り返しでございまして、菊池町政3期12年「訓子府の元気」の総括を開始される年かと思っております。

「少子高齢化」「人口減少」の中で3期10年を振り返り、訓子府町に住み続けるために、今、行政のあるべき姿と町民から求められるものは何かということ伺いたいと思います。

まず1点目に、人口減少抑制策の一つとしても子ども、子育て対策があります。平成29年度の予算の中でもさまざまな事業があります。「こども園」から高校を卒業するまでの中で子育て支援による人口減少抑制対策の施策効果はいかかなものかを伺いたいと思います。

2番目に、「こども園」の入園者のうち、夫婦共働き、父子・母子家庭の比率は何%程度になっているのか、それからこれの世帯の方々から「こども園」の運営および子育て支援に対する要望などが今現在あるのか伺いたいと思います。

3番目に、子どもが高校・大学に進学しですね、卒業後、本町に戻る子どもは少ないように思われます。このような訓子府の現状に対して問題点と、それに対する対策等があれば伺いたいと思います。

4番目に、少子高齢化が進み訓子府町の高齢化率も36%になっております。高齢化とともに認知症患者の増加や対策が社会の大きな問題となり、認知症は65歳以上の5人に1人がなり得る病気といわれております。安心して住み続けるために地域での見守りや生

活支援活動をどのように進めていかれるのか伺いたいと思います。

5番目に、訓子府町に移住、住み続けるためには住宅の整備、環境づくりも重要ではありますが、住宅があれば人は移住し、住んでもらえるのか、もし住んでもらえない要因があるとすれば伺いたいと思います。

最後に、少子高齢化、人口減少社会の中で「農村消滅」や「自治体消滅」が叫ばれ、訓子府町もどのように自治を維持していくのか非常に混とんとしているところでございます。訓子府町も消滅の恐れがあるのか、「自治体の消滅」とはどのようなかたちなのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府町に住み続けるため」について6点のお尋ねをいただきました。

1点目に「子ども、子育て対策について『こども園』から高校卒業までの子育て支援による人口減少抑制策としての施策の効果」についてのお尋ねがございました。

私は就任以来、子育て環境を充実させることを政策の柱として進めてまいりました。

小学生の通院医療費無償化に始まり、子育て支援センター開設、幼稚園・保育園の保育時間延長、支援員の配置、児童センターの改築、機能拡充や小学校の耐震補強工事実施、小中学校への臨時講師の配置、中学生までの子ども医療費の無償化拡充、バス通学定期運賃補助の拡充、多子世帯保育料応援補助金のほか、昨年4月には機能を充実した認定こども園を開設し、すべての子どもに優しい環境を積極的に整備してきています。

お尋ねにあります人口減少抑制対策につきましては、地方創生総合戦略で国の指導により重要業績評価指標を定めていますが、子育て環境の充実のほか、さまざまな政策、施策が連携した中で結果として人口減少抑制につながっていくと考えています。

そういった状況の中、本年1月末の住民基本台帳人口は5,197人で前年と比較し57人の減少、昨年1年間の人口移動は社会減で21人、自然減で44人であり15歳未満の子どもにつきましては、転入が25人、転出が13人と12人の転入超過となっています。

そういったことから、需要業績評価指標である各年1月末の就学前児童数は平成27年264人、平成28年269人、平成29年267人と出生数が減少している中で、ほぼ横ばいの数値にあります。

2点目の「『こども園』の入園者のうち、共働き、父子・母子家庭の比率はどのくらいか、またこの父母から『こども園』の運営および子育てに対する要望があるか」についてのお尋ねがございました。

平成29年3月1日現在、こども園に入園している園児数と世帯数につきましては、全体で190名、141世帯となっております。そのうち、共働き世帯につきましては114世帯、全体に占める割合につきましては約81%、また父子・母子家庭につきましては、母子家庭の8世帯のみとなっております、全体に占める割合は約6%となっております。

また、この父母からの要望につきましては、日常における保育教諭との対話での把握や、現在取りまとめ作業を行っておりますが、今年2月に実施しました園運営の改善に役立つための保護者アンケートからは、現段階において、特段要望がない状況となっておりますが、今後とも保護者からのニーズを把握しながら「こども園」の運営に努めてまいりま

すのでご理解をお願いいたします。

3点目の「子どもが高校・大学に進学し、その後本町に戻る子どもが少ない現状に対しての問題点と対策」についてのお尋ねがございました。

第6次訓子府町総合計画策定のための町民アンケートの居住に関する問いでは、他市町村から転入された方が40%を超え、本町出身者が54.1%、その内Uターンされた方が17.4%で、人口に置き換えますと531人となっています。

また、昨年1年間の15歳から35歳までの転出入の記録からは、転出が105人、転入が73人で32人の転出超過となっていますが、議員がいわれるところの進学後に本町に戻る子どもが少ない要因は、卒業後の町内就職先が少ないことが大きな問題点と捉えています。

日本の社会構造からは本町のみが劇的な改善を図ることは難しいと感じていますが、北海道横断自動車道開通による中核市の通勤圏としての位置付けや農業、商工業担い手対策、拡充した奨学金制度などによる基幹産業の農業や地域企業への就農、就職支援などを通じ人口減少の抑制に取り組んでまいりますのでご理解をお願いいたします。

4点目の「少子高齢化が進み、訓子府町の高齢化率が36%になります。高齢化とともに認知症患者の増加があります。認知症は65歳以上の5人に1人がなりうる病気といわれます。安心して住み続けるために、地域での見守りや生活支援活動をどのように進めますか」とのお尋ねがございました。

議員が言われるとおり高齢化とともに認知症の方が増えているのが現状で、早期診断・早期対応することが、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることにつながるといわれています。

介護保険法の改正では、認知症初期集中支援チームを作り、認知症の方やその家庭の包括的な支援体制を構築することになりました。

本町では、平成29年度から認知症初期集中支援チームを近隣の1市3町が北見赤十字病院と連携し、事業に取り組むこととしています。

この事業は、ご家族、そして地域の方や民生委員の方々から情報をいただき、在宅で生活する認知症状でお困りの本人およびその家族の方に対し、地域包括支援センター保健師と北見赤十字病院の看護師によるチーム員2名が訪問し、チーム員会議で認知症サポート医の指示などを受け、早期診断・早期治療につなげるとともに、家族の相談支援と、ご本人がそれまでの生活を継続するため、必要に応じたサービスの案内や相談支援をするものです。

また、この事業の他に平成27年度から各地域で認知症サポーター養成講座を開催する「ささえあいプロジェクト」を3か年で実施しています。これまでに17自治会で352名の方に、認知症サポーターになっていただいております。認知症サポーターは認知症の理解を深め、身近な認知症の方を見守っていただく重要な役割を担っていただきます。

いずれにいたしましても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の方の力が不可欠であると考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

5点目に「訓子府に移住、住み続けるためには住宅の整備環境づくりが重要であるが、住宅があれば人は移住し、住んでもらえるのか、住んでもらえない要因」についてのお尋ねがございました。

訓子府町への移住、定住につきましては、第6次総合計画の前期重点プロジェクト「安心して住み続けられるまちプロジェクト」に位置付け、この5年間で重点的に取り組みを進めることとしております。

良好な住宅環境は、移住、定住選択の大きな要因の一つと捉えていますので、社会経済状況も見極めながら施策に取り組んでいく考えであります。

一方で、アンケート調査からは、人が少なく不景気、医療福祉環境が充実していないなどのご意見もいただいているところであり、移住、定住される方はさまざまな年代で、住宅環境だけではなく多種多様な考え方をお持ちであり、そういった方に住んでみたいと選択されるような町の魅力向上につながる施策を展開してまいりますのでご理解を願います。

6点目に「少子高齢化、人口減少社会の中で『農村消滅』や『自治体消滅』が叫ばれ、訓子府町をどう維持していくのか混とんとしている。訓子府町の消滅の恐れ、『自治体消滅』とはどのようなかたちなのか」とのお尋ねがございました。

平成26年5月に日本創成会議の人口減少問題分科会が全国の人口統計を基に消滅可能性のある自治体896市町村、消滅可能性が高い自治体523市町村の実名を公表しました。

この推計では前提となる条件として人口移動が収束しないこととし、2010年から2040年に20歳から39歳の女性人口が2010年の人口の50%以下に減少する自治体を消滅可能性のある自治体、そのうちで人口規模が1万人未満の自治体を消滅可能性が高い自治体としています。

日本創成会議は、そういった人口減少と東京一極集中問題の対策のため広域ブロック単位の「地方中核都市」に資源や政策を集中的に投入する地方制度の改革を提言しています。

この民間団体の提言を地方創生担当大臣のもとで国家戦略として地方の人口減少対策と地域活性化をめざす「まち・ひと・しごと創生法」「地方再生法改正」を成立させ、自治体に地方人口ビジョン、地方総合戦略等の性急な策定を求めたのは議員もご存じのことと思います。

また、地方自治法第2条では「地方公共団体は法人とする」と規定されています。

地方公共団体は、人口1千人を下回る自治体もあり、単純な人口減少により自然に消滅することはなく、自治体消滅は法人としての役割を議会と住民、町長が断念し、法人を放棄する場合があります。

平成の大合併では全国1,600自治体が法人格を失い、消滅していますが、10年が経過し合併によって面積が拡大しても地域の再生や人口減少に歯止めをかけることにはつながっていないと感じています。

加えて、国家戦略で進める地方創生は、第30次地方制度調査会で示す人口20万人を想定する地方中枢拠点都市構想や道州制構想などの地方中核都市に自治体機能の集約化を図るものではないかと危惧しているところです。

以上、お尋ねのありました6点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） ただいまの質問の中では、やはり本町が本町に住み続けていくために今、菊池行政が今日まで何をなさってこられたかということの質問の要旨でもござい

ました。非常にこども園に関してもですね、人口減少においては非常に素晴らしい対策を立てられているなどということをごさいます、私自身、人口減少抑制につきましても、やはり生まれる人数よりも亡くなる方の人数が多くなれば減少していく、学業、職業、生活等で転出される方が転入よりも多くなれば当然減少していくという、本当に自然の中で人口減少というものと戦っていかなければならないということをごさいますけれども、本町におきましても、社会減で21名、自然減で41名、非常に厳しい状況であるということでは確かな結果が出ているということをごさいます。その中でもやはり昨年開園しましたこども園に関しましては、幼児から小学校入学まで非常に手厚い施策がなされているというふうに思います。それからただいま話には出ておりませんが、訓子府高校の学生に対する支援、またホクレン等含めます企業に対する住宅支援協力など、非常に大きな施策を本町は実施しているということでもあります。そのような状況の中で町長の取り組みであります元気な訓子府を創るということがありますが、それは人口減少を抑制し、地域の経済も元気にすることではないのかなと思うわけをごさいますけれども、人口減少抑制には、やはり人を増やす、それから人を減らさない、そういうことが非常に大事な事業であると思われ、今現在も菊池行政はやられているところをごさいます、町長は何をもって元気というところの判断をなされているか、非常に抽象的な質問をごさいますけれども伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 項目が多いので簡単にだけ言わせていただきます。何をもちって元気というのかと。私はやはりこの町に住んでいてよかったと思える町民が多いということだと思われ。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 本当に訓子府の町に住んでいてよかったということをごさいます。今、子育て世代を中心とした対策がなされて、今、子どもをもちっている親御さんたちは本当に訓子府のこども園を中心に住んでいてよかった、子どもを育ててよかったという声も聞こえているわけをごさいます。そんな中ですね、人口減少の問題に絞って、抑制対策の問題に絞って話をさせていただきますけれども、ある自営業者の話をごさいますけれども、この状況をみて何か問題点があぶり出されるのかなと思われ。私は自営業の中ですね、訓子府に戻ってきましたと。以前は両親の二人暮らしでしたと。戻ってきた私が嫁をもらい結婚しましたと。家族が4人になりました。それから10年たって子どもが3人できましたと。その後また10年の間に子どもの教育に非常にお金がかかりましたけれども、訓子府町の温かい計らいのもと、子どもを立派に育てましたと。ところが子どもを育てたところですね、3人のうちの2人は札幌、東京へと出ていきましたと。残る家族はじいさん、ばあさん、私ども夫婦と子ども1人と5人になってしまいましたと。そのうちじいさんが体調を壊して亡くなりましたと。そうすると今、年老いた母と私たちと子ども、息子1人の4人の家族となってしまいましたと。これ非常に端的に平均的な訓子府の状況だと思われけれども、この中ですね、何が問題として出てくるかという、過去においてせつかく子どもが3人、4人という家族ができたんですけれども、教育が終わった段階で、やはり本町に雇用の場とか雇用の機会が少なくですね、やはりなかなか残れないという問題。過去において、昔は農業であれば分家をさせて農業を引き継ぐというようなこ

とがあつて、なかなか減るといふことは考えられなかつたんですけれども、今の状況ではそういう力もなくなつてきています。二つ目にですね、やはり高齢者の雇用の場が少なくですね、これは昨日も堤議員の質問にも出ていたようにですね、高齢者の雇用の場ですね、そんな中でパークゴルフとかゲートボール、温泉旅行を満喫されているという状況で、これは決して悪いことではなくてですね、非常に福祉的にも老人に対しても素晴らしい対策だと思います。全員ではありませんけれども、やはり高齢者は時間も体力もあり、大変元気であるというような状況でございます。3番目に出たのが、やはり息子に嫁が来ないという後継者パートナーが見つからないという本当にこの家族からみると今、本町が抱えている人口減少の問題が一端として現れているのかなという具合に思います。その中で次の質問に入りたいと思いますけれども、次の質問というのは、これに関しましてですね、1点目は雇用の機会とか雇用の場が少ない、これに対して雇用の確保についてどのように考えていかれるのか伺いたいと思います。2点目にですね、これは非常に難しいとは思いますが、企業誘致に取り組む考えというのほどどのように考えておられるのか。次に高齢者の雇用確保、また高齢者が働ける場所を確保するということに取り組まれるのかどうかということをお伺いしたい。それから担い手の出会える場をつくるということで今、いろいろな方がいろいろなかたちでやっておられる。農業委員会も一生懸命やっておられるようでございますが、その辺のなかなか成立させていけないという問題に対してどのように考えられているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま4点ほどご質問いただきました。

まず1点目の雇用の機会、雇用の場の部分でございます。これ先日も農業事業者等の懇談会の中で町内企業のトップの方ともいろいろ懇談させていただいた中でですね、やはり企業側は労働力が不足している。一般的に須河議員もいわれるように雇用の場がない。結局、雇用と就業というかですね、そこのミスマッチ、それは3K職場であったり、短期間の臨時雇用であったり、そういった部分があるということでございますけれども、そういった意味からいくと、本町の労働供給力としては少ないというか、減ってきているというか、減少されているというのが実態ではないか。そういう意味では就業する方の希望に沿った職場というのがおのおの考え方あると思いますけれども、そういった部分をどうつくっていくのかというのが今後の課題かなというふうに思つてございますけれども、それは先ほどの答弁の中でも触れさせていただいておりますけれども、社会資本である高速道路ができて、中核市といつておりますけれども、北見市への通勤圏にほぼ15分なり20分圏内に入ったということで、そういう意味では訓子府町に住んで北見市へ通勤するという選択肢も新たにできたのではないかとこのように考えているところでございます。1点目もうちょっと、例えば基幹産業が農業の部分でございますが、そういった意味では盛んに各質問にも出されておりますコントラクターとかですね、そういった部分に当然きたみらい農協とも連携した中でですね、さまざまな加工施設なり、そういった部分の検討も今後必要かなというふうには考えてございます。

2点目の企業誘致についてでございます。

これは1点目ともちょっと関係してきますけれども、やはりこちらにくる企業については、どうしても低廉な労働力を求めているということで非常にそういった意味では先ほど

いった mismatches の部分があって、要するに従来型の従業員の多い工場的な部分というのは非常に厳しい時代に入っているのかなというのは昨年の一般質問等でも町長から答えているとおりでございまして。そういった意味からいくと既存の企業をどう拡充するか。たまたまですけども、昨年は実証牧場の方で畑作の方の研究部門を拡充されたということもございまして、そういった意味ではクノールさんあたりは新しい製品を2年前からつくり出したということもございまして、その辺はわれわれも含めてですね、情報交換を密に支援の方法も含めてですね検討してまいりたいというふうに思っております。それと高齢者の雇用確保と働く場所の確保の部分でございまして。これは昨日のさまざまな一般質問でも出されておりましたけれども、そういった意味からいくと、マスターズ世代というのが今不足している業種、ちょっとどういう業種かというのを含めてのところというのを一つの選択肢なのかなという、生きがいとかそういった部分はあると思いますけれども、なのかなというふうな感じをしております。それと4点目の担い手の出会いの場、あとは結婚を成立あまりしていないのではないかとこのところでございます。これも数々の一般質問を受けている中でそういった意味では該当者が非常にさまざまな考えか方を持つようになられた部分で、なかなか隣のおじさん、おばさんが進めてもそこには至らないというようなところもあるかというふうに思います。ただしちょっとデータがないんですけども、本町の結婚率とか未婚率の部分でいくと、近隣の市町村と比べるとちょっと段違いに高い部分がございます、それはもう須河議員ご存じのとおり基幹産業への後継者の部分の成婚率も高まってきているのではないかとこのふうには考えてございまして。そうはいいつつも現在、農業委員会等で進めております、今後というか、ちょっと私の口からいうのはなんなんですけれども、イベント系も含めてですね、ちょっと展開を変えていくような情報もお聞きしておりますので、そういった意味では議員いわれるこの4点が大きな課題と捉えておりますので、今後も十分検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） ただいまの答弁のようにですね、非常に雇用機会の場が少ないということに関しましては、やはり非常に mismatches というところで、われわれ供給するところと受け入れるところの企業がなかなかすんなりいかないというのが現状だということ。それから企業誘致については、やはり今、既存にある企業を含め、どうやって雇用の機会を広げていくかと非常に大事な考え方だと思います。その中でですね、今、高規格道路ができて、本町から北見に通勤される方が増えてきているということもありましてですね、ここで訓子府町の住宅対策について、ちょっと触れていきたいと思うんですけども、今、本町では公営住宅の増改築を含めですね、賃貸が基本にした住宅対応が中心かなと思うわけでございます。それは本年度においても債務負担行為をもって住宅整備事業、平屋70㎡8戸の集合住宅を民間の力を借りて作っていくと。それはいずれ行政の方で受け取っていくと。それに1億500万円ほどの予算が組まれていると。これはまだこのあとの議論になると思いますけれども、ここでですね、定住ということを考えたときに賃貸ということを進めるのがいいのか、住宅を求められる人たちに支援をしながら定住を促進していくのがいいのかという問題があると思います。まず一つ目には定住に対してですね、支援対策等の必要性を感じるかどうかということが1点と、2点目にですね、町外から本町に就労している方、それから本町の借家から町外に就労されている方等おられるわけござい

ますけれども、そういう方で住宅購入の意思がある方、そういう方に対して行政として支援する考え方があるかどうか。例えばですね、住宅購入に対する補助金、住宅ローンに関する金利の補助金、固定資産税の期限的減免、土地購入補助、土地購入の支援、これは若い人たちが本町に住宅を購入した場合にはですね、多分現金でわれわれもそうですけれども現金で住宅を建てられる方は少ないと思います。ほとんどローンを組まれて買うわけですから、少なくともそのローンの期間は本町に定住されるのかなという具合に考えるわけで、特にそういう若い方が賃貸ではなくて定住ということになるやり方が一つ行政の仕事としてあるのではないかと思いますけれども、この辺の考え方について、どのように考えるか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま住宅関係と定住への支援ということでご質問いただきました。

1点目の必要性については当然定住に関しての部分の必要性は認識しているところでございまして、現在もそういう意味では実施をしているというところもございまして、今、賃貸から定住というかですね、新しい新規住宅へというところの部分でございまして、27年度に始めた空き家バンク制度とですね、定住促進対策補助金の部分でございまして、ちょっと一石三鳥ぐらいを目指しているような制度でございまして、そういった意味では町内の空き家が100軒弱ぐらいございまして、そういった対策も必要だということで、空き家バンクを通じて空き家登録がある、例えば中学生以下のお子さんをお持ちの町外から転入されてくる方については300万円の補助を現在出しております。町内物件については200万円というところで進めております。昨日の西山議員のご質問でも回答しておりますけれども、売買物件、現在7件ございまして、たまたま昨日、一昨日で2件きまして、9件売買されたということで、そういう意味では町外からは4件入ってございまして、町内3件というところでございまして、そういった意味では空き家を壊して新築するというのも、空き家を壊すまでの金額の部分については支援の対象とさせていただいておりますので、そういった意味ではストレートで住宅新築にいくらという制度ではございませぬけれども、できる限りコンパクトな市街地形成も必要ということで、市街地内に空き地がどんどんできることもちょっと景観上よくないということもございまして、当面そういったような対応を含めて進めてまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） ただいま、ちょっと空き家バンクの話が出てきたんですけども、これ私の次の質問と関わるので、その前にちょっと2点目の質問を先にさせていただきたいと思います。2点目の質問に、本町における今後の財政状況について伺います。

人口減少は産業の衰退を招き、町民活動も衰退し、税収の大幅に減収につながると考えられます。人口減少および施設整備による今後の財政状況を伺いたい。

1番目に、若者が高校、大学、就職などで大都市や地方の中核都市に集まり、高齢者は生活環境が整っている地方の都市に居住する。このような状態についての問題点と対応を伺いたい。

2番目に、スポーツセンターの建て替えの財源と財政状況を伺いたいという第2項目目の質問に行きたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（上原豊茂君） ちょっと待ってください。要するに2項目目に入っているんですね、戻って1項目目の質問をするんですか。

○2番（須河 徹君） 1項目自体の質問はしませんけれども、関連しているものですか。

○議長（上原豊茂君） 戻らないということですね。

○2番（須河 徹君） はい。

○議長（上原豊茂君） はい、わかりました。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府町における今後の財政状況」について2点のお尋ねをいただきました。

はじめに人口減少の財政状況への影響につきましては、歳入では町税、交付税等の減少が考えられます。平成19年度と平成27年度の決算を比較しますと人口で776人、12.9%の減、町税では2,808万円、4.9%の減少にあります。

また、地方交付税につきましては、法律では「地方団体が自主的にその財産を管理し、及び行政を執行する機能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治体の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する」と規定されています。

そういったことから、人口減少に伴い歳出につきましても減少することが考えられ、交付税制度が継続する限りは地方行政の計画的な運営は保障されていると言えます。

それでは1点目の「若者が大都市や地方の中核都市に集まり、高齢者は生活環境が整備されている地方に居住する状況について」のお尋ねがございました。

若者の都市部への集中は、昭和30年代から始まり労働力供給により地方が日本の高度経済成長を支えていました。

時代背景は違うものの現在も多く若者が仕事を求めて都市部に集中している状況にあります。

一方、本町の状況につきましては、先ほどの回答で触れさせていただきましたが、昨年1年間の人口移動では15歳から35歳までの年代で転出が105人、転入が73人で32人の転出超過、平成27年は9人、平成26年は20人と推移しています。

また、65歳以上の高齢者の人口移動につきましては、平成28年で転出21人、転入12人と9人の転出超過、平成27年は9人、平成26年は8人で推移しています。

また国では、まち・ひと・しごと創生総合戦略で東京在住者のうち50代男性の半数以上、50代女性および60代の約3割が地方への移住の意向を示していることを背景に、東京都の高齢化問題への対応や地方への人の流れを推進することを目的に、高齢者のための福祉施設を整備するのではなく、中高年齢者が主体となって、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり、まちづくりを行う「生涯活躍のまち」構想を策定し、積極的に地方版総合戦略での実施を進めています。

このようなことから議員が言われる、高齢者が生活環境の整備されている地方に居住する状況については、国家戦略として推し進められると思います。

2点目に「スポーツセンターの建て替えの財源と財政状況」についてのお尋ねがありました。

スポーツセンターの建て替えの財源につきましては、基本設計に関する住民説明会、広報折り込みなどでもご説明していますが、現段階の状況といたしましては、全体事業費概算額が15億6,660万円、国の学校施設環境改善交付金（社会体育施設整備事業）が1億4,600万円、過疎対策事業債借入れが8億1,400万円、特定目的基金の社会資本整備基金から6億660万円を繰り入れすることで推計しているところであります。

あくまで推計でありますので、平成29年度予算で提案させていただいている実施設計の結果や発注時点の経済情勢などにより変動があることはご理解願います。

次に、財政状況につきましては、平成28年度末の見込みであります。住民の方に説明した公債残高では5,330万円の減、基金残高では1億7,650万円の増となり、若干ではありますが好転している状況にあります。

また、昨年11月6日に財務省の「財政状況把握の現地検査」におきましては、平成32年度までの債務償還能力および資金繰り状況について大型事業実施に伴い現在よりは長期化、低下するものの「留意すべき状況にないと考えられる」との評価をいただいているところです。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） ただいま若者が都市に集まり、高齢者の方が地方に行くというところの答弁でございましたけれども、ここにですね、若者が移住するというときに、何を条件に移住するかというアンケート調査がございます。その中に他の町に移住をするときに選ぶ項目としては、1番目にですね、住宅の広さ、間取りなどが大事であると。2番目に交通の便がよいことが大事であると。3番目に自然環境がよいことが大事であると。4番目に医療・福祉の充実が大事であると。5番目に治安がよいこと。6番目に商業施設の充実。7番目に地域のイメージがよいこと。8番目に子育て環境がよいこと。9番目に行政サービスがよいこと。これは国土交通省がですね、土地に関する基本的政策という中で個人の意識調査というアンケートの中で出た結果でございます。これは非常に地域行政にとっては厳しい方をしますれば、行政管内に住んでいる以外の住民にとってはですね、なかなか行政サービスの高さというのを評価されていないというのもある、一面にあるのではないのかなということが表れていると思います。そのためにですね、決して訓子府の行政が悪いとか、そういうことを言っているわけではなくてですね、次の新たな定住政策として、そういう一面も考えていかなければならないのかなという提言でございます。財政負担が増加してですね、非常に人口の維持、増加の政策としては非常に厳しい状況があるということはおもう重々感じているわけでございます。その上でですね、あらためて移住促進を図りですね、人口抑制を考えるのであればですね、やはり町外の人たちが本町に求めているものは何かと。そのことを整備することによって定住が促進される可能性があるという話でございます。そういう面に対してですね、どのように考えるか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、国交省でアンケート調査の結果も含めての質問だと思います。そういった意味では1番目にある住宅の広さ等の部分でいくと非常に、

狭いところに住まわれている方なのかなというところからいくと都会の方が多いのかなというふうに見えるかなというふうに思います。そういった意味では昨年も他の議員の方からも、子育て宣言の町まではいっていなかったですけども、そういった意味の外に対するアピールが一定程度必要ではないかということもご意見として伺っておりまして、可能な限りホームページ等ではですね、子育て支援策の一覧表とかですね、そういった部分を掲載しながら空き家バンクの項目の中で掲載している部分がございますけれども、そういった意味では、このアンケートからいくと、ちょっと働く場所がないというところが、ちょっとどういうふうに考えているかなというのがちょっと気になるところでございますけれども、やはり一番最初はやはり働く場がどうなんだということがやはり、働く世代としては必要性があるのかなというふうには理解しておりますけれども、移住も定住も含めて進めてまいりますので、そういう意味では発信も含めてですね、今後やっていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 今言われたとおり確かに働く場所等のことも含めてでありますけれども、これはあくまで訓子府町という立地の中で就業する場所が近郊市町村ということ的前提にすればですね、働く場所が北見市にある。でも賃貸の中から、先ほど言ったように賃貸の住宅の中から北見市に働きにいつている、訓子府以外に求めている方たちの定住を促進するということです。ですから、この中では商業施設の充実は6番目に入って、そんなに大きな問題ではないんですよ。それはなぜかということやはり交通の便がいいということで、商業については、その他市町に行ってしまうということの表れでもありますし、非常に危険な状況でもあるんですけども、このことも踏まえてですね、やはり外から訓子府町をどう見るかという視点も考えて、町のかたち、定住のかたちを考えてですね、これからの行政の一つ入れられるものがあるならば入れてやっていただきたいなと思っております。

非常に時間もないので申し訳ないんですけども、急がさせていただきます。

最後の質問になりますけれども、これ3月4日土曜日の北海道新聞に若者の住める町へ挑戦ということで財政再建団体の記事が載っておりました。記事の中には該当団体がなぜ破綻したのかという記事が載っておられましてですね、1番に該当団体の企業倒産による従業員退職金の支払いのために土地、家屋等を大きなお金で行政が購入したと。それから2番目に観光開発、リゾート施設等、第3セクターの施設をやはりこれも行政で買い取ったと。それから3番目に借金が膨らんだ状況の中での会計手法に誤りが、誤りがあったと書いていませんけれども、文章をそのまま読みますと、前年出納閉鎖にする5月末までに一時的に金融機関から資金を借り入れ、前年借り入れを返済、この借り入れを繰り返して赤字を隠したと。これ北海道新聞に載っている記事ですから、私が言っているわけではございません。そういう中でですね、この市は向こう10年間26億円ずつ借金を返済しなければならぬという記事が載っておりました。本町においてこども園の建設、スポーツセンターの建設など、非常に大きな財政出動を行っているところでございますが、この財政再建団体の財政状態と本町の違いについて所感があれば最後に町長に伺いたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほどの若者が移住する条件で九つの柱立てを国土交通省の方で

まとめました。なんのことはない、バランスのとれた行政運営や町をいかにして均衡のとれた町を維持していくのか、あるいはつくり上げていくのかということは当たり前のことを町外者の方も望んでいるのではないのか。私たちが行政の努力、活性化、新しい総合計画も含めて、私は住宅や交通、自然や医療、商業や、それこそ子育てや行政サービス含めて、新たな挑戦をこの9項目を含めたことをかなりやっていかなければいけないというね、そこがやはり大事なことなのではないのかなと思いますし、ただ企画財政課長がいていましたように、どうやって発信していくのかということについては、もっと町のアピールを広めていっていいのではないのかということ、これから一つの検討課題というよりも、もう実施していかなければならない状況にきているのではないかなと思います。

それから、あらためて道新の夕張を例にとった再建団体に陥った鈴木市政の状況が大きくクローズアップされていました。ともすると私たちは夕張と同じにならないかという言い方をします。ちょっと考えなければいけないのは、やはり国のエネルギー政策の転換ということが大きな問題であります。すなわちそれは炭鉱、石炭産業から石油、化学燃料に変わっていく状況の中で基幹産業が石炭を中心として農業も非常に脆弱な、メロンぐらいしかないという状況の中で夕張が結局は国の政策の中で振興していた、そういった石炭が崩壊していく中で観光に頼っていかざるを得なかったという問題があります。それは中田市長が進めていた状況の中でどんどんリゾート法の関連も含めて観光政策に公共施設が買い取りながら、あるいはあらたなる石炭村等もつくりながら借金をどんどん膨らましていったということがあるのではないのでしょうか。さらにまた会計手法の問題であれば、決算期の出し入れの問題や特別会計の出し入れ等も含めて、私はある意味ではここに本当に自治が形成されていたのかと。その点でいうと議会も、あるいは監査委員も含めて、やはり夕張のこの厳しい状況の中ではやはり市制に対する、一つの中田市政に対する信頼があったといえばそれまでですけども、あらためて一人一人の住民自治が問われているのではないのかという点では決して夕張のことというのは、夕張だけの責任は持てません。これ行政、国や北海道の責任もあります。ですから、われわれは先の工藤議員の質問にも答えましたように、やはりそれぞれの市町村が自治をあらためて住民主体の自治をつくり上げていきながらチェック、あるいは建設的な提案、そして本当にこの町に住んでいてよかったという町をちゃんとつくっていく責任が行政にあるのではないのかと思っていますので、夕張のような状況をつくってはいけないと思ひまして、最善の努力をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 非常に今の所感については安心するところでございます。非常に最後になりますけれども、菊池町長、より一層の努力を願ひまして、非常に大型事業も多い中でございますけれども、町民の理解を受けて本当に町民が住めるまちづくりを推進していただきたいなと思います。

これにて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 2番、須河徹君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

ここで午後2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。会議時間が相当残っております。議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合、順次、日程を繰り上げ審議することとしておりますので、この際、日程を繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

平成29年度各会計予算に関する議案を審議するため、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第13号、議案第17号、議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全議員を予算審査特別委員に選任し、特別委員会に議案第13号、議案第17号、議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会での付託案件の審査のため、ただいまから、この定例会を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査のため、この定例会を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） 本日は、これにて本会議を散会いたしたいと思います。

散会 午後 2時6分